安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会

報告書(案)

平成20年5月

安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会

目 次

はじめに	•	•	•	•	•	•	3	
社会的責任の取組促進に向けて	•	•	•	•	•	•	5	
(1)政府,市場,市民社会の関係の再構築 (2)社会的責任の取組促進に向けた環境整備								
. 安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する	円	卓	会	議	の:	意	_	
(1) 持続可能な発展に向けた新たな公共統治モデル (2) 持続可能な発展に向けた円卓会議の役割	•	•	•	•	•	•	/	
. 円卓会議のあり方について								
1.円卓会議の目的と成果	•	•	•	•	•	•	1	1
(1)円卓会議の目的 (2)円卓会議の成果								
2.円卓会議における議論	•	•	•	•	•	•	1	3
(1)協働戦略の構成要素(2)具体的な社会的課題の選択(3)意思決定方法(4)議論にあたってのルール(5)法令との関係								
3 . 円卓会議の機構・運営及び参加者	•	•	•	•	•	•	1	6
(1)円卓会議の機構・運営 (2)委員の役割と選出方法 (3)機構・運営及び参加者に関するその他の論点								

4	. 国際社会や地域社会との関わり	•	•	•	•	•	•	1	9
	(1)国際社会との関わり (2)地域社会との関わり								
5	. その他	•	•	•	•	•	•	2	0
	(1)関係府省庁間の横断的連携及び一元的な情報発信の (2)国民への周知啓発の重要性について	推	進						
	補論:社会的責任の取組を促進する市場環境についての論 ~ 市場環境整備策検討ワーキンググループ報告書 ~	点	整	理					

参考資料

- . 関連文書の抜粋
- . マルチステークホルダー・プロセスについて
- . 諸外国における持続可能な発展戦略とマルチステークホルダー・プロセスについて
- . 社会的責任の取組促進に向けた欧州連合の取組について

はじめに

急速なグローバル化や技術革新の進展,気候変動など地球規模の問題の深刻化等を背景に,法令の枠組みを超えた,組織の自主的な取組を求める動きが世界的に強まっている。我が国においても,安全・安心の確保や地球環境への配慮をはじめとして,組織がそれぞれの社会的責任を主体的に果たしていくことが一層求められている。

こうした中、「国民生活における安全・安心の確保策について」(平成 19 年 6 月 4 日国民生活審議会意見)において、民の自主的な取組を支える環境整備を目的として、「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」(以下、「円卓会議」という。)を開催すること等が提言されたほか、「長期戦略指針『イノベーション25』」(平成 19 年 6 月 1 日閣議決定)においても、社会的課題に関連したイノベーションを創出する社会システム改革の一環として、円卓会議の開催が決定された。ここに掲げられている政策枠組が実効性をもって機能し、組織の社会的責任の取組促進に向けた環境整備が進展するのであれば、安全・安心の確保のみならず、広く持続可能な発展に資することが期待される。

折しも,国際社会においては,2009年11月に国際標準化機構(ISO)による組織の社会的責任に関する国際規格(ISO26000)の発行が予定されるほか,一部の先進諸国においては,企業活動を社会や環境面からも積極的に評価する市場の傾向を前提とし,各種の制度整備に向けた動きが広がりを見せている。この時機に,社会的責任を巡る世界的な潮流と我が国における動向を符合させ,我が国が国際社会や地球環境に対して責任ある経済大国としての地位を確立する上で,円卓会議の開催は急務である。

ところで、上述の国民生活審議会意見においては、円卓会議の目的や検討課題、 具体的な形態や運営方法については、今後の国民生活審議会において更なる検討を 進めることとされている。そこで本研究会では、審議会及び円卓会議自体の検討に 資するため、我が国において組織の社会的責任の取組を総合的かつ戦略的に促進す る体制としての円卓会議のあるべき姿について、専門的な見地から提言を行うこと とした。まず、平成19年12月27日に開催された国民生活審議会第2回総合企画部 会において、本研究会として円卓会議のあり方について論点整理を行った中間報告 書を提出した。平成20年3月11日に開催された第6回総合企画部会では、「安全・ 安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議の開催に向けて」と題 する意見書を提出し、円卓会議の意義や正式名称、構成や意思決定方法のみならず、 円卓会議の成果としての「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」の策定など,更に具体的な提案を行った。国民生活審議会はこれらの提言を基礎に精力的な審議を行い,円卓会議の開催に向けた審議会としての具体的な方針を,「消費者・生活者を主役とした行政への点検に向けて」(平成20年4月3日国民生活審議会意見)として取りまとめた1。

また,円卓会議においては,社会的責任投資や社会的責任調達の促進策など,個々の組織の社会的責任の取組を支える横断的な市場環境の整備のための方策について検討を行うことが期待される。本研究会としては、円卓会議における検討に資するため,研究会の下に「市場環境整備策検討ワーキンググループ」を設置し,市場環境整備策について専門的な観点から検討を行ってきた。

本報告書は、研究会発足に先立つ懇談会やワーキンググループを含め計9回にわたる審議を経て、円卓会議のあり方や市場環境整備策についての諸論点を試案として取りまとめたものである。今後、国民生活審議会では、6月を目途に円卓会議のあり方についての最終的な取りまとめを行い、いよいよ本年中には、我が国において初めての本格的なマルチステークホルダー・プロセスである「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」が始動する。

本研究会としては,この報告書が,今後の国民生活審議会や円卓会議における議論,さらには,持続可能な発展や社会的責任を巡る国内外の議論に資することを期待する。

_

¹ なお,上述の国際規格における議論にあるように,今日では,企業のみならず,事業活動を行うあらゆる組織を社会的責任の取組主体として捉えることが多く,本研究会も,上記国民生活審議会意見書に従い,組織の社会的責任を論じている。ただし,国内外における影響力の大きさに鑑みれば,事業活動に係る企業や政府の社会的責任が最も重要であることは事実である。なお,後に述べるように,個々の組織の社会的責任の取組を促進するためには,事業者団体,消費者団体,労働組合,NPOや専門家,さらには行政など,社会を構成する多様な主体がそれぞれの役割を果たすことが何よりも重要であり,いずれにしても,この点が円卓会議の主な審議事項であることに変わりはない。

. 社会的責任の取組促進に向けて

(1)政府,市場,市民社会の関係の再構築

1990年代以降,急速なグローバル化や技術革新の進展は世界経済に多大な恩恵をもたらしてきたが,その一方で,現代社会の様々な領域において,政府の伝統的政策ツールのみにより課題を克服することをますます困難にしている。

特に,気候変動等の地球環境問題や発展途上国における貧困や人権の問題など,地球や人類の持続可能性を脅かす課題の多くは,国境を越える経済活動と地域の社会構造全般にまたがる複雑で多様な要因を有し,政府による対応の限界を露呈している。国内に眼を転じても,国際競争の激化や情報化の進展,少子・高齢化の急速な進行が,人々の価値観や労働形態,消費生活の多様化・複雑化を招き,従来の政策ツールでは十分に対応できない新たな種類の課題や事件・事故を引き起こしている。一方,国際的な競争の激化を背景に,世界的な規制緩和の潮流など,政府と市場の役割分担そのものが見直されている。

こうした中、法令遵守を前提にそれを上回る組織の社会的責任への関心が国内 外で高まっている。これまでも , 例えば 1970 年代には企業活動の多国籍化や公害 問題の深刻化を背景として企業の責任が叫ばれるなど,社会的責任の問題は多様 な文脈の下で論じられてきた2。 しかし,今日の世界規模での関心の高まりの特 徴は、社会的責任を、市場経済の見直しへの動きからさらに、政府と市場、そし て市民社会の関係を再構築する新たな経済社会システムとして捉える動きが現れ ていることである。例えば,1990 年代以降広がりつつあるグリーン・コンシュー マリズムの動きをベースに社会的責任投資(SRI)やラベリングといった様々な実 践的ツールを活用して、市場の内側から人々の消費や投資活動の変容を促す活動 が展開されているほか、企業側も、積極的にステークホルダーとの対話や連携を 模索し、よき企業市民として持続可能な発展に貢献するとともに、環境・社会分 野の需要を技術革新に繋げ,むしろ競争力の糧としている。さらに一部の先進国 や国際機関では,企業活動を社会や環境面からも評価する消費者や投資家の動き を捉え,各種の市場環境の整備を始めている。そこでは,3者が孤立し対峙する のではなく,互いの役割を果たしながら,総体として社会的課題を解決していく 新しい"公"の姿が模索されている。

² その一部は,経済協力開発機構(OECD)「多国籍企業行動指針」(1976年6月)や国際労働機関 (ILO)「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」(1977年11月)など国際指針等の形で結実した。

(2)社会的責任の取組促進に向けた環境整備

国家戦略としての社会的責任の取組促進

先述の通り,近年一部の先進諸国では,社会的責任の取組を促進するための各種環境整備を戦略的に進めているほか,アジア諸国も,急激な経済成長に伴う様々な課題に対処するため社会的責任に関心を寄せている。また,ハイリゲンダムサミットでは,OECD 多国籍企業行動指針やILO 三者宣言に基づき,先進国が一致して企業の社会的責任の原則を強化することが確認されたほか,グローバルコンパクトや責任投資原則(PRI)など,国連をはじめ様々な国際機関や非営利ネットワークが社会的責任に係る基準や規範作りを進めている。さらに,国際標準化機構(ISO)では,数年以内に組織の社会的責任の実施ガイダンスとなる国際規格の発行を予定している。

今後,我が国が,経済大国として国際社会や地球環境に対して責任ある貢献を行うため,また,我が国自身の持続可能性を確実なものにするため,さらには環境や社会の多様なニーズに対応した技術革新を促し競争力を高めるためには,組織の社会的責任の取組を促進する枠組みを国家戦略として包括的に整備することが急務である。

社会的責任の取組促進のために何が必要か

社会的責任の取組を促進するためには、組織自らステークホルダーへの説明責任を積極的に果たすだけでなく、積極的な取組を行っている組織が、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択等を通じて、ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出すことが必要である。そのためには、組織とその直接的なステークホルダーの多様な相互関係を基礎としながらも、これを取り巻く地域レベルや分野ごとの様々な主体、さらには国や国際レベルの主体が重層的にこれを支え、社会全体として、組織に社会的責任の取組に向けたインセンティブを付与する環境を整備することが不可欠である。

そこで政府は,我が国においても社会的責任の取組を促進するための環境整備を総合的かつ戦略的に推進し,政府と市場そして市民社会が一体となって安全・安心で持続可能な未来を実現する体制を整備することを目的として,広範なステークホルダー代表により構成される「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」を速やかに開催するべきである。

. 安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議の意義

(1)持続可能な発展に向けた新たな公共統治モデル

円卓会議は、いくつかの点で、持続可能な発展の理念に親和的な新たな公共統治 モデルの構築を志向している。一つは、1990年代以降の社会的責任自体の捉え方で あり、もう一つは、円卓会議の基礎となるマルチステークホルダー・プロセス (Multi-stakeholder Process)と呼ばれる意思形成プロセスである。

持続可能な発展と社会的責任

前章の冒頭で述べた通り,1990年代以降,社会的責任を,政府と市場と市民社会が総体として社会的課題を解決する経済社会システムとして捉える動きが表れている。こうした捉え方は,持続可能な発展を巡る全人類的な議論の一つの帰結にほかならない。

例えば,1992 年に「国連環境開発会議(地球サミット)」は,その採択文書アジェンダ 21 において,持続可能な発展の達成のためには多様な社会集団の役割が不可欠であることを訴えた³。さらに 2002 年の「持続可能な開発に関する世界サミット」では,持続可能な発展に向けた政府,市場,市民社会のセクターを超えたパートナーシップの重要性が強調されたほか,同時開催された「持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)」においても,企業の社会的責任が大きく論じられた。持続可能な発展と社会的責任の関係を論じるこうした流れは,先述のハイリゲンダムサミットやグローバルコンパクト,さらには社会的責任の国際規格にまで連綿と続いていく。1990 年代以降の社会的責任の実践は,アジェンダ21 が提唱した新しい公共統治モデルのあり方を具現化する,一つの社会システムの姿なのである。

持続可能な発展とマルチステークホルダー・アプローチ

持続可能な発展に関する国際社会における議論は,課題解決に向けた意思形成のプロセスにも大きな変革をもたらした。特に,マルチステークホルダー・プロ

³ アジェンダ 21 は「アジェンダ 21 の全てのプログラムにおいて,各国政府が合意した目標・政策・ 枠組みを実効性をもって実施するためには,全ての社会集団のコミットメントと真の関与が不可欠で ある。持続可能な発展の達成に向けた根源的な条件は,意思決定に広範な社会層が参画することであ る。」として,持続可能な発展の実現に向けた多様な主体の役割を強調している。

セスと呼ばれる意思形成プロセスが,アジェンダ21が掲げた理念を実現する実践的な手段の一つとして,1990年代以降,国連や各国政府,国際的な非営利ネットワークによって様々な形で実践されてきた。

マルチステークホルダー・プロセスマルの統一的な定義は存在しないが,概ね,相互に平等に説明責任を有する3主体以上のステークホルダー間における,意思決定,合意形成,もしくはそれに準ずる意思疎通のプロセスと考えることができる。したがって,例えば,主に我が国で多用されている審議会が政府任命の学識経験者等によって構成され,専ら政府の施策について審議を行うのに対し,マルチステークホルダー・プロセスはステークホルダーの代表者によって構成され,政府以外も含めた広範な主体の取組について議論を行う。4

先述のように,持続可能な発展の達成のためには多様な社会集団の役割が不可欠である。そこで,多様な社会集団の自発的な取組の実効性を担保するために,当事者が参画した新たな社会的合意形成や取組促進の枠組みが求められている。マルチステークホルダー・プロセスは,こうした新しい要請に応える社会的装置として,国際社会でこれまで一定程度の有効性が認められてきたものと考えられる。

円卓会議が提供する社会的合意形成や取組促進の枠組みも,まさにこうした国際社会の実践の延長線上にある。これまで国際社会においては,様々な目的で様々な形態のマルチステークホルダー・アプローチ⁵ が実践されてきたが,特に,広範なステークホルダー代表が対話を通じて情報や認識を共有し,協働して自ら解決にあたる手法は,組織の社会的責任の取組促進にあたっても極めて有効である。すなわち,社会的責任の取組を促進するための環境整備に際しては,主体間で信頼感が醸成され,目標や負担について関係者の十分な理解と支持が得られることが前提となる。このため,広範なステークホルダー代表が主体的に参画し,情報交換や対話を通じて,環境整備に向けた協働のあり方について,共通認識の醸成や一定の合意形成を行うことが重要である。円卓会議は,こうした認識共有や合意形成の過程の中核を担うことになる。

⁴ マルチステークホルダー・プロセスの試案的な定義及び類型等については,巻末の参考資料 を 参照。

⁵ ここでは ,意思形成プロセスの中核にマルチステークホルダー・プロセスを採用した課題解決の手法全般を ,"マルチステークホルダー・アプローチ"と呼ぶこととする。

(2)持続可能な発展に向けた円卓会議の役割

持続可能な発展に向けたビジョンの共有

アジェンダ 21 において各国政府は「持続可能な発展に関する国家戦略(NSSD)」を策定すること,並びに「持続可能な発展に関する国家委員会(NCSD)」を設置することを表明した。これを受けて,1990 年代以降,各国では持続可能な発展に関する横断的な国内組織を設立し,これを基点に包括的な戦略の策定及び改訂を継続してきた。特にいくつかの先進諸国では,持続可能な発展戦略の策定過程でマルチステークホルダー・アプローチを採用し,様々な形で多様なステークホルダーの参画を確保している⁶。まさに,持続可能な発展に向けた国としてのビジョンを広範なステークホルダーで共有するとともに,ステークホルダー自らも主体的に戦略の実施を担うことを企図しているのである。

残念ながら我が国においては、環境・社会・経済を統合した形での、しかも、多様なステークホルダーに共有され、実践されるような持続可能性に関する包括的な戦略は存在しない。そこで円卓会議は、この欠落を埋め、戦略策定のためのステークホルダーの意思形成の中枢としての役割を担うことが期待される。すなわち、我が国が目指すべき安全・安心で持続可能な未来とはどのような姿か、そこに至るためには何が必要とされるのかについて、円卓会議での議論を通じて、広範な層でビジョンを共有するべきである。

持続可能な発展を支える市民社会の成長に向けて

先述の通り,国際社会においては,1990年代以降,政府と市場,そして市民社会の関係を再構築する動きとして社会的責任の取組が実践されてきた。一方で我が国では,伝統的に行政が"公"の担い手として存在し,市民は専ら公共サービスの受け手として,あるいは規制によって保護される存在として捉えられてきた。90年代以降,規制改革等を通じて社会的課題に対する市場の影響力は強まったが,背後で市場規律を支えるべき市民社会は,様々な基盤の欠如から十分な広がりを持てていない。

今後,我が国が持続可能な発展に貢献していくためには,健全で成熟した市民 社会の存在が不可欠である。企業や行政に対して冷静で厳しい眼を向けるととも に,時には協働・連携して,持続可能な発展のためのコストを共有する,そうし

⁶ 諸外国の持続可能な発展戦略とマルチステークホルダー・プロセスの関係については,巻末の参考 資料 を参照。

た市民社会の存在がなければ,社会的課題に対する産業の対応力は弱まり,我が 国の競争力を減じる可能性さえある。

勿論,市民社会の力強い胎動は我が国でもすでに始まっている。その存在は円卓会議の前提であり,また,その成長を促すことは円卓会議の極めて重要な目的の一つでもある。特に,我が国は「国連持続可能な開発のための教育の10年」の提唱国として,持続可能な発展を支える人材や組織が学び育まれる環境を積極的に整備すべきである。

未来に向けての責任

特に円卓会議を通じて,我々が真に果たすべきは,未来に向けての責任である。まさに持続可能な発展の理念が謳うように,我々は,我々自身の利益に配慮しつつも,決して将来世代の可能性を脅かしてはならない。我々自身のためにも,そして将来世代のためにも,社会を構成する全ての主体が,それぞれの本来果たすべき役割を改めて見つめ直し,短期的な負担や自らの利害を超え,より大きな枠組み作りに向けて協働することが強く求められている。そのことを通じてはじめて,我々は国際的にも信頼され,将来世代に誇れる新しい日本を築き上げることができるのである。

. 円卓会議のあり方について

研究会では,今後の国民生活審議会や円卓会議における検討に資するため,以下 の通り,円卓会議のあり方について整理を行った。

1.円卓会議の目的と成果

(1)円卓会議の目的

前章までの問題意識に基づき,円卓会議の目的は,以下のように設定することが 考えられる。

すなわち円卓会議は、広範なステークホルダーの代表が参加した新たな社会的合意形成や取組促進の枠組み(マルチステークホルダー・プロセス)を提供することで、) 我が国が目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿を広範な主体で共有し、その実現に向けた協働を推進するとともに、)積極的な取組を行っている組織が、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択等を通じて、ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出すための環境整備を総合的かつ戦略的に推進することを目的とする。

具体的には,上記 及び の目的達成に向けた社会を構成する多様な主体による協働のあり方について,情報交換や対話を通じて参加者間で共通認識の醸成や一定の合意形成を行うとともに,政府が措置すべき方策について提言を行う。

(2)円卓会議の成果

「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」の策定

各主体の協働の実現は,マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議の成果である。しかし,そのための具体的な目標設定のあり方については,以下の観点から,個別課題についての合意を場当たり的に連ねるのではなく,一定の戦略性と包括性を有することが望ましい。

第一に,前章で述べた通り,円卓会議は,持続可能な発展に関する国としての 戦略策定のための,ステークホルダーの意思形成の中枢としての役割を担うこと が期待される。したがって円卓会議においては,持続可能な発展に向け各主体の 限られたリソースを最大限に有効活用するため,各課題間の優先順位付けも含め た総合的な判断がなされることが期待される。第二に,意思形成プロセスとして の円卓会議の優位性は,各主体が単独で取り組むよりも,多様な主体が組織の垣根を越えて協働することで,短期的な負担を超えたより大きな効果がもたらされるような課題を扱う際に発揮される。したがって,特定の主体が負担を恐れて取組を躊躇し,結果的として全ての主体の利益が損なわれることのないよう,各主体の役割について全体の合意を得ることが重要となる。さらに運営の実務的な観点からも,議論に際して全ての参加者が共有できる成果目標があることが望ましい。

したがって、円卓会議における合意は、個別課題についての単発の合意の連続であるよりも、広範なステークホルダーが共有し得る包括的な戦略であり、持続可能な発展に向けた各主体の行動計画の有機的集合体であるべきである。そこで円卓会議は、上述の目的の達成手段として、目指すべき社会像、各主体の協働のあり方とそれぞれの役割、政府への政策提言を含む「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」を取りまとめることが望まれる。この協働戦略を通じ、我が国の広範なステークホルダーが目指すべき未来像と進むべき道筋を共有し、その実現のための具体的な取組を展開していくことが期待される。

プロセスの重要性

ただし、円卓会議の要諦は、成果物としての戦略そのものより、むしろその前後のプロセスにあるということに留意が必要である。第一に、円卓会議の重要な役割は、戦略策定までの道程において適切な議論のプロセスを提供することである。戦略策定に向けてステークホルダー間で透明で建設的な対話が行われるからこそ、主体間に信頼関係が醸成され、合意された取組の実効性が確保される。したがって後述のように、適切な議論のプロセスを担保するいくつかのルール設定を予め行うことが重要となる。第二に、戦略に集約された各主体の取組の実効性を確実なものとするためには、戦略策定後のプロセスも重要となる。すなわち、協働戦略はPDCAの観点から、定期的に進捗状況の把握を行い、その後の戦略に活用するとともに、一定期間を経て改訂を重ねていくことが望ましい。

その他

最初の協働戦略は,組織の社会的責任に関する国際規格(ISO26000)の発行予定等にも鑑み,概ね2010年までに策定することが期待される。また,緊急性の高い課題については,協働戦略の取りまとめを待たずに順次取組に着手するべきである。

2.円卓会議における議論

(1)協働戦略の構成要素

協働戦略の具体的な形は円卓会議において議論されるものであるが、特に以下の要素を含むことが期待される。

目指すべき社会像

目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿とそこに至る道筋

分野別重点課題

例えば持続可能な国民生活や地域社会のあり方など, の実現に向けた具体的な社会的課題について,各主体の協働のあり方やそれぞれが果たすべき役割,各主体が役割を果たす上で直面する問題を克服するための方策

横断的課題

一般の消費者・労働者・投資家の関心を高めるための普及啓発活動のあり方, 持続可能な発展を支える人材の育成・交流や調査研究の促進など,関連する各主 体の能力向上(キャパシティ・ビルディング)の支援に向けた方策,社会的責任 投資(ないし責任ある投資)や社会的責任調達の促進策など横断的な市場環境の 整備策など

このうち、「横断的課題」に分類される横断的な市場環境整備策については、円卓会議における議論に資するため、本研究会に「市場環境整備策検討ワーキンググループ」を設置し、専門的な観点から考え得る論点の整理を行った。詳細については、次章「補論:社会的責任の取組を促進する市場環境についての論点整理」に掲載したが、当研究会としては、今後、円卓会議に専門の検討機関が設置されるなどして、活発な議論がなされることを期待する。

(2) 具体的な社会的課題の選択

組織の社会的責任の対象となる社会的課題が極めて多岐にわたるため、各主体のリソースの制約を考えれば、分野ごとに議論すべき課題については、一度に全ての課題を扱うことは非現実的である。また、マルチステークホルダー・プロセスで取り組む以上は、課題ごとの関係者の合意と参加を確保するとともに、対立ではなく

協働を模索し得るような項目を選別して取り扱う必要がある。

そこで,上記の要素のうち,特に「分野別重点課題」に整理される具体的な社会的課題については,国内外の現状に鑑みて特に重大性・緊急性があり,かつ,マルチステークホルダーで議論することがふさわしい項目を選び取り,優先順位を付けて取り組んでいく方式が考え得る。

さらに,社会的責任はあくまで取組の主体となる組織とそのステークホルダーとの個別的な相互関係を基礎とするべきものであるため,促進策の検討にあたっては,個別的な関係の多様性に十分に配慮することが必要である。

以上を勘案して,具体的な社会的課題に係る検討項目の決定にあたっては,以下の3原則を重視することが求められる。

協働の原則

特定の主体に対する要求のみを行うということではなく、各主体が単独では解決できない課題や、協働によってより大きな成果を得ることができる課題を扱うこと。

多様性尊重の原則

社会的責任の取組は,個々の組織とそのステークホルダーとの多様な相互関係を基礎としながら,これを地域や分野ごとのネットワークが支え,さらに社会全体としての取組が全体的な基盤づくりを行う役割を果たす,重層的な関係の中で,各主体の多様性を尊重しながら促進されるべきであるということ。

参加の原則

個別の社会的課題ごとに検討すべき項目については,当該課題の関係者の合意と参加を得ること。

(3) 意思決定方法

円卓会議においては,協働戦略の策定や運営方針の決定など,様々な局面において意思決定を行う必要性が想定される。

円卓会議の機構・運営に関する意思決定

審議事項の決定や部会の設置など,円卓会議全体の機構や運営に関する事項は,可能な限り全員一致を目指すべきである。

協働戦略に関する意思決定

政府以外の各主体の役割については、各グループ内の様々なアクターや参加者自身の自主的な行動を前提としているため、多数決等による強制を行うことは想定されない。むしろ、先述のように、最終的な合意に至る適切なプロセスを提供することこそが、円卓会議の重要な役割となる。具体的には、十分な透明性を確保しながら、本報告書に示した各種の原則やルールに基づき、建設的で実効性ある議論を促すことが重要である。また、全面的な合意に時間を要する場合は、中間報告のような形で段階的な整理を行うなどの柔軟な対応も考えられる。

一方,政府に対する政策提言については,可能な限り全員一致が目指すものとするが,不可能である場合,両論併記等の形によって,多様な意見の分布状況を示すこととする。

(4)議論にあたってのルール

円卓会議における議論を建設的で実効性のあるものとするため,以下のように留 意点をルール化することが考えられる。

国際的な議論の動向との整合性の確保

審議にあたっては、社会的責任の定義や対象分野に関する国際的な議論の動向との整合性を確保する。

具体的事例を取り上げる際の留意点

審議を深めるために委員で事例を共有する場合を除き,事件や事故に対する個別組織の具体的対応を取り上げ,これを批判することはしない。審議を深めるために具体的な事例を取り上げる場合も,議事を非公開とするなど,円卓会議での議論を通じて個別組織が社会の批判を受けることのないよう慎重な対応を行う。

建設的な議論

円卓会議は各主体の協働のあり方を模索する場であり,非生産的な批判を行う場ではない。したがって,各委員は,個別の組織や団体に対する一方的な非難は避ける。そのような発言があった場合,当該発言は議事に残さない。また,意見が対立した場合,それぞれ理由を明示するとともに,受け入れ得る代替案を提示するなど,建設的な議論に向けた誠実な対応を行う。

(5)法令との関係

組織の社会的責任は,法令を超えた自主的な取組を通じて果されるべきものである。また,円卓会議が議論の対象とする,個々の組織の取組を支えるための各主体の役割についても,基本的に各主体の自主的な判断を通じて実現されるものである。しかし,以下の論点に関しては,特に,既存の政策形成の枠組では十分に議論がなされず,かつ,当事者であるステークホルダーの多くが問題意識を持っている場合には,法令に関する議論も排除するべきではない。

- ・ 社会的責任に関する議論の前提として,法的義務と社会的責任の境界に関する 論点も排除するべきではない。たとえば,組織の活動に起因する社会的課題に ついて,現状ではその解決が自主性に委ねられているが,やはり実体的な規制 によって解決する方が望ましい場合がある。また逆に,既存の法令が実効性を もたず,むしろ自主的取組に委ねた方が望ましい場合や,法令で義務付けなく とも自主的取組によって十分に目的を達成できる場合も考え得る。
- ・ 法令の枠組みを社会的責任が補完し得る場合についても議論の対象とするべきである。例えば、法令は存在するが、自主的な取組を促進することなしには、法令が趣旨通り機能しない場合や、法令で大枠を作ったとしても、細部は自主的な取組に委ねざるを得ない場合、あるいは積極的に多様な取組の余地を残した方が望ましい場合が考え得る。
- ・ 社会的責任の取組を促進するための市場環境の整備策については,諸外国における制度整備の動向も参考にしつつ,法令による枠組みも含め,円卓会議において議論を行うべきである。

3. 円卓会議の機構・運営及び参加者

(1)円卓会議の機構・運営

円卓会議は上記のように多岐にわたる議論を行うことから,その機構については, 総会及び部会の二部構成を基本とすることが考えられる。

総会

総会は、審議事項の決定を行うほか、検討項目に応じた部会の設置を行うとともに、部会における検討を踏まえ、円卓会議としての取りまとめを行う。

部会

部会においては,総会で決定された基本方針に従って,課題別の専門的な検討を行う。部会は,必要に応じて,専門的な検討を行うワーキンググループ等を開催する。なお,審議事項によって鍵となる主体の合意で足る場合,部会レベルでの合意をもって円卓会議の意思決定とすることも考え得る。

運営委員会

運営委員会においては,審議項目案等の検討を行うほか,ステークホルダー別会合の開催支援や周知啓発活動を行うとともに,円卓会議の審議に資するため必要な調査研究を行う。

(2)委員の役割と選出方法

委員に期待される役割

マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議の機能を担保するためには、第一に、会議が3つ以上のステークホルダー・グループにより構成されることが必要となる。第二に、参加者が何らかの形でステークホルダーとしての立場を体現し、自身を含めた互いの取組について議論を行うこととなる。したがって、委員は、他の委員との対話を通じて、協働に向けた自らの役割について認識を深め、お互いに自らの取組の方針を表明しあう。これは、主に学識経験者によって構成され、政府の施策について議論を行う審議会とは大きく性格が異なる。

しかし,各ステークホルダー・グループを構成する全ての主体の意見を集約することは事実上不可能であることから,むしろ,委員には,円卓会議と各グループとの意思疎通の媒介者として,グループ内の意見を把握し,これを前提として円卓会議の場で発言を行うとともに,円卓会議での議論についてグループ内の広範な主体への説明や啓発に努めるほか,必要に応じ各主体を説得し,協力を求めることが期待される。

[「]国の審議会について定めた国家行政組織法第八条においては,「第三条の国の行政機関には,法律の定める所掌事務の範囲内で,法律又は政令の定めるところにより,重要事項に関する調査審議,不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。」とされている。ただし,一部の審議会においては,設置法令に基づき,特定のステークホルダー・グループの代表を委員として任命することとされている。

委員の選出方法

円卓会議では政府以外も含めた広範な主体の協働のあり方について議論を行う ことから,自ら主体的に役割を果たす姿勢を有する委員を選出する必要がある。

選出方法については、まず、委員選出を各グループの自主性に委ねるという考え方がある。この場合、各グループが、関連団体によるグループ別会合を開催するなど、毎年度の審議内容に応じ、透明で開かれた公正な過程を経て参加者の選出を行うことが想定される。また、グループ別会合の開催にあたっては、必要に応じ地域別や分野別の対話の場を設けるなど、可能な限りボトムアップによる民主的な過程を踏まえることが考え得る。この時、個々のステークホルダーは、参加者の選出を通じて円卓会議の議論に間接的に参画することとなる。

しかし,グループによっては選出母体となるネットワークが十分に整備されていないことや,そもそも組織化され得ないことが考えられることから,会議の主催者側が潜在的なグループの意見を代弁し得る人物を柔軟に選出するというやり方も検討すべきである。ただしこの場合においても,何らかの形で,グループ内の他の主体及び他のグループに対して,選出過程の透明性を確保することが必要である。

委員の構成

総会及び運営委員会の構成については,原則として,事業者団体,労働組合,金融セクター,消費者団体,その他の NPO・NGO の各グループの推薦を受けるなどした者,専門家,行政から構成される。ただし,選出母体が十分に組織化されていないグループや,意思決定に参加しないオブザーバーは,運営委員会が適任候補を選出する。一方,部会については,審議事項に鑑みて必要な場合,上記グループ以外の分類を設定する。

(3)機構・運営及び参加者に関するその他の論点

上記の基本的な考え方の下,総会,部会,運営委員会における具体的な参加者の選出のあり方について,研究会においては,以下のような多様な意見があった。

- ・ 自ら主体的に役割を果す姿勢を有する者の参加を促すため,グループごとのボトムアップによる参加者の選出過程がうまく機能するよう,より具体的な形で円卓会議の運営プロセスの中に位置づけることが重要。
- ・ 参加者は,個人としての立場ではなく,ステークホルダー・グループの代表として参加するべき。グループを代表して円卓会議で自らの意見を述べ,また,

円卓会議での議論を各グループに持ち帰ることが重要。

- ・ 団体代表は,グループ内の利害の多様性に引きずられ,平均的な意見しか出てこないため,柔軟な対応が期待しにくいという欠点がある。団体代表ではなくとも,社会から広範な支持を受け,個人として自らの発言に責任を持てる人物を柔軟に選ぶことが必要ではないか。
- ・ 各グループの自主性は重要だが,議題に照らして重要な人物であれば,主催者が主導的に選出することも必要。ただし,何らかの形で選出過程の透明性を確保することが重要。
- ・ グループごとの人的資源等の格差があることに鑑みれば,運営委員会に課される実務的な負担の大きさから特定グループの参加の実効性が損なわれないよう,何らかの支援を行う仕組みが必要である。

4.国際社会や地域社会との関わり

持続可能な発展や社会的責任の問題は,極めてグローバルな課題であると同時に,多くの場合,地域における取組こそが解決の要となることを踏まえ,以下に留意する。

(1)国際社会との関わり

必要に応じて,オブザーバーとして国際機関や各国の産業団体,労働組合,市民団体等の参加を求めるなど,企業のグローバルな活動を踏まえた国際的な観点から議論を深めるとともに,我が国の取組を国際社会に向け発信する。また,協働戦略の策定に当たっては,アジア諸国における各主体の取組の公共財的な基盤となる知識の蓄積や人材の育成など,国際社会への積極的な働きかけも視野に入れた検討が期待される。

(2)地域社会との関わり

必要に応じて、地方公共団体に対して円卓会議への参加を求める。また、各地域で既に実践されているマルチステークホルダーによる取組との交流や連携を図るとともに、積極的な広報活動を通じて円卓会議での議論を周知し、マルチステークホルダーによる対話の場が未整備な地域にも取組を促す。

5. その他

(1)関係府省庁間の横断的連携及び一元的な情報発信の推進

円卓会議は,関係府省庁間の横断的な連携の下に開催することが必須である。また,政府は,円卓会議の提言を参考に組織の社会的責任の取組促進に向けた施策を 戦略的に進めるとともに,関係府省庁間の横断的な連携と内外に向けた一元的な情報発信を推進するべきである。

(2)国民への周知啓発の重要性について

マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議の成否は、どれだけ広範な人々がそこでの議論に関心を持ち、直接・間接にこれに参画するかに懸かっている。参加者がいかに高い意識を持って議論を行ったとしても、各ステークホルダー・グループを構成する個々の事業者団体、消費者団体、労働組合、NPO団体、ひいては一般の企業や労働者、消費者、投資家が関心を持たなければ、そこでの議論の実効性は低下する。そこで、円卓会議の開催にあたっては、積極的な周知啓発活動により各層の関心を喚起し、議論への参画を促すことが極めて重要である。

参考資料

関連文書の抜粋

「国民生活における安全・安心の確保策について」 (平成19年6月4日国民生活審議会意見)

「長期戦略指針『イノベーション 2 5 』」 (平成 19 年 6 月 1 日閣議決定)

「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓 会議の開催に向けて(案)」

(平成20年3月11日国民生活審議会第6回総合企画部会資料)

「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」 (平成 20 年 4 月 3 日国民生活審議会意見)

「国民生活における安全・安心の確保策について」 (平成19年6月4日国民生活審議会意見) (抜粋)

企業等の社会的責任の取組促進

規制改革の進展や「官から民へ」の流れの中で,国民の利益を保護・実現するために,法令や規制の枠組みを超えた企業等の自主的な取組の必要性が一層拡大している。中でも,国民生活の安全・安心を確保するためには,官による規制や監視・監督の強化だけでなく,製品や施設の提供者としての企業等が,それぞれの社会的責任。を果たしていくことが重要である¹⁰。

(1)企業等の取組を支える環境整備の必要性

社会的責任の取組を促進するためには,企業等とステークホルダー¹¹が相互に情報を交換し,対話や連携を図るなど,両者の双方向の関係を強めることが求められる。中でも,積極的な取組を行っている企業等が,消費者による商品選択や投資家による投資先の選択,求職者による就職先の選択等を通じて,ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出すことが重要である。

しかし,企業等と個々のステークホルダーの間に情報や専門知識,資源の格差があることに鑑みれば,上記のような好循環が,両者の関係だけで自律的に創出されると考えることは難しい。好循環を作り出すためには,企業等が自らステークホルダーへの説明責任を積極的に果たすだけでなく,消費者団体,労働組合,NPO等や専門家,さらには行政を含む各主体が,上記の格差を埋める役割を積極的に果たすことにより,

⁸ 製品や施設の提供者としての行政を含む。

⁹ 我が国には、現在のところ社会的責任に関する通説的な定義はないが、国際的には様々な定義付けの試みがなされている。特に、ISO が開発中の社会的責任に関する国際規格(ISO26000)は、将来的に、国際的な定義についての一つの目安になることが予想される。 では、便宜上、ISO 社会的責任作業部会第4回総会(2007年1月開催)において決議された暫定的な定義に従うものとする。すなわち、社会的責任とは、「組織が、その意思決定と活動(財やサービスの提供を含む)が社会や環境に及ぼす影響に対して、透明で倫理的な行動を通じて果たす責任のことであり、そうした行動は、持続的発展や社会的厚生と整合的で、ステークホルダーの期待に配慮したものであり、適用され得る法令を遵守し、国際的な行動規範に整合的で、組織の活動に統合されたものである(内閣府抄訳)。」ただし、 (3)における取組の実施に向けた検討にあたっては、上記規格の今後の策定動向との整合性に十分留意する必要がある。なお、上記規格は、法令遵守を上回る組織の活動を奨励するものであり、かつ、マネジメント・システム規格ではなく、適合評価や認証に供されることを目的としたものではない。

¹⁰ 安全・安心の確保に向けた企業等の社会的責任に係る取組としては,例えば別紙のような項目が考えられる。

¹¹ 組織によって影響を受けるか,組織に対し影響を与える個人又は集団。「利害関係者」と訳されることもある。製品や施設を提供する企業等にとってのステークホルダーとしては,例えば,消費者,投資家,労働組合,従業員,地域住民,NPO,取引先企業等が想定される。

社会全体として、個々の企業等に社会的責任の取組に向けたインセンティブを付与する環境を整備することが不可欠である。

このことにより, ~ で述べてきたような取組が自律的に推進され,官と民のパートナーシップが実効性を持って機能するようになるものと考えられる。

(2) 各主体が果たすべき役割

環境整備に向けた上記の各主体の役割としては、例えば以下の取組が考え得る。

企業等や事業者団体の役割

- ・ネガティブ情報も含めた積極的・網羅的な情報開示や,消費者団体,NPO等による評価を通じて,自らが発信する情報に対する信頼性を向上させること。
- ・実効性ある対話を通じて、ステークホルダーの期待や要求を把握すること。
- ・事業者団体については,会員企業の取組を監視・監督したり,自主行動基準の指針 の策定等を通じて会員企業の取組を支援すること。

消費者団体, NPO等の役割

- ・企業等の取組を評価し、その結果をわかりやすく個々のステークホルダーに伝える こと。
- ・ネガティブ情報を積極的に開示した企業等を公正に評価するなど,長期的な視点に立って幅広い角度から透明性と公正性を確保しつつ評価を行うこと。
- ・一般の消費者等の多様な期待や要求を把握し、企業等に提示すること。

専門家の役割

・大学等の教育・研究機関や各主体の組織内部において,各主体の役割や主体間の対話を補助するとともに,人材の育成や横断的な交流を進めること。

行政の役割

- ・法令や規制を適切に整備・運用すること。
- ・各主体の自主的な取組や情報交換・コミュニケーションが進む環境を整備すること。 特に,消費者の自立支援等についての行政の責務や,各主体間の情報や専門知識, 資源の格差を踏まえ,各主体への社会的な支援の枠組みを整備促進すること。
- ・上記の役割を果たすにあたっては,縦割り行政の弊害を除くため,関係府省庁が十分に連携して対応すること。

(3)社会的責任の取組促進に向けて必要な取組

社会的責任は,あくまで法令や規制の枠組を超えた民の自主的な取組として進められるべきであり,政府が個々の企業等の取組に直接的に介入することは望ましくない。「官から民へ」の流れの中においては,上記のような各主体の役割について,対話の場の提供を通じて共通の認識を醸成し,民の自主的な取組を支える環境整備を総合的かつ戦略的に推進することが,官の役割として重要となる。そこで,上記を踏まえ,

社会的責任の取組促進に向けた方策の一環として、以下の取組を行うべきである。

「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」の開催

個々の企業等の取組を支える環境を社会全体として整備するため,事業者団体代表, 消費者団体代表,労働組合代表,投資家代表,その他のNPO代表,専門家及び行政 によって構成され,参加者自身が主体的に運営を担う包括的で透明性のある対話の場 として,政府は「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」 (以下,「円卓会議」という。)を開催する。円卓会議の目的や検討課題,具体的な形態や 運営方法については,以下の基本方針に従って,今後の国民生活審議会にて更なる検 討を進める。

- ・環境整備のために各主体が果たすべき役割について,具体的な経験や情報を共有 しながら,主体間で共通の認識を構築する。
- ・各主体が上記の役割を果たせるようにするため,これらに対し間接的な支援を行うことや,社会的責任投資や社会的責任調達の促進等,環境整備のために政府が措置すべき方策について提言を行う。
- ・円卓会議は、関係府省庁間の横断的な連携の下に開催する。なお、安全・安心の確保に係る分野を超えた包括的な議論を行う必要がある場合には、関係者の合意と参加を得るとともに、社会的責任の定義や対象分野に関する国際的な議論の動向との整合性を確保するものとする。
- ・円卓会議の運営方法については,参加者自身が主体的に関与し得る運営の在り方について,今後具体的な検討を進める。

地域における社会的責任の取組促進

地方公共団体の代表に対して,必要に応じて,円卓会議への参加を求める。さらに, 各地域においても,各主体の対話の場を整備することも考えられる。

各主体の能力向上(キャパシティ・ビルディング)の促進

各主体が上記の役割を自律的に果たせるようにするため,専門家の育成や横断的な交流の支援等を通じ,各主体の能力向上(キャパシティ・ビルディング)を促進する。 具体的な方策については国民生活審議会にて検討を進める。

(参考)安全・安心の確保に向けた企業等の社会的責任に係る取組例

1.推進体制等

- ・自主行動基準の策定・開示,経営トップのコミットメント
- ・CSR・法令遵守推進本部の設置など横断的・包括的な推進体制の整備
- ・体系的で効果的な教育・研修プログラムの策定・実施
- ・自主行動基準の違反行為に対する対応手順や賞罰の規定・周知・運用
- ・効果的なモニタリング・監査体制の整備 内部通報窓口・ヘルプラインの設置・運用,内部・外部監査体制の活用,経営へのフィードバック
- ・**緊急事態時の対応方針の策定** 消費者への初期対応等を定めた緊急対応マニュアルの作成など

2.情報開示・提供

・消費者への情報提供の在り方

適正で正確な広告・表示,使用方法等の正しい知識の普及など誤使用回避に向けた情報提供や警告表示,不利益情報の提供,子ども・高齢者・障害者等に配慮した情報提供

・重大な欠陥情報・事故情報・苦情情報の開示方針の策定と運用

3.製品開発・管理体制等

- ・原料受入れから出荷に至るまでの体系的な品質管理体制の整備
- ・誤使用の類型抽出等を踏まえた誤使用防止に向けた製品開発
- ・子ども・高齢者・障害者等に配慮した製品設計
- ・自主的な製品回収

回収実施基準の策定・開示,業界や商品の特性に応じた効果的な告知方法の検討

4.苦情・処理相談制度

・苦情・相談処理制度の整備

苦情・相談窓口や手続きの消費者への明示,苦情・相談事例の公表,苦情・相談 情報を再発防止策や製品開発に活かす体制の構築,外部機関によるあっせん・調停・ 仲介手続や費用情報等の明示

5.取引先事業者

・取引に際する取引先事業者のCSR・法令遵守への取組の考慮

「長期戦略指針『イノベーション25』」

(平成 19 年 6 月 1 日閣議決定) (抜粋)

第5章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ

- 1.社会システムの改革戦略
- (1)早急に取り組むべき課題
 - 1)イノベーション創出・促進に向けた社会環境整備 イノベーションを誘発する新たな制度の構築
 - ・ 安全・安心の確保のための新たな官民パートナーシップの構築

国民生活における安全・安心の確保のため、法令や規制の枠組みを超えた企業等の自主的な取組を促す環境の整備を目的として、事業者団体、消費者団体、労働組合、投資家、その他のNPOの代表、専門家及び行政により構成される「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」を開催する等、官と民との新たなパートナーシップの構築を推進する。

「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓 会議の開催に向けて(案)」

(平成20年3月11日 国民生活審議会第6回総合企画部会資料)

1.意義

(1)政府,市場,市民社会の関係の再構築

1990 年代以降の急速なグローバル化や技術革新は,世界経済に多大な恩恵をもたらしてきたが,一方で,地球環境問題や貧困問題など,政府だけでは対処できない持続可能性への大きな脅威が顕在化した。国内に眼を転じても,国際競争の激化や情報化の進展,少子・高齢化の急速な進行が,人々の価値観や就業形態,消費生活の多様化・複雑化を招き,従来の政策ツールでは十分に対応できない新たな種類の課題や事件・事故を引き起こしている。さらに,国際競争の激化を背景とした世界的な規制緩和の潮流の中で,政府と市場の役割分担も改めて問われている。

こうした中,法令遵守を前提にそれを上回る組織の社会的責任への関心が国内外で高まっている。これまでも,例えば 1970 年代には企業活動の多国籍化や公害問題の深刻化を背景として企業の責任が叫ばれるなど,社会的責任の問題は多様な文脈の下で論じられてきた。しかし,今日の世界規模での関心の高まりの特徴は,社会的責任の議論が,市場経済の見直しへの動きからさらに,政府と市場,そして市民社会の関係を再構築する新たな経済社会システムとして実践する動きが現れていることである。

90 年代以降広がりつつあるグリーン・コンシューマリズムの動きをベースに社会的責任投資(SRI)やソーシャル・ラベルといった様々な実践的ツールを活用して,市場の内側から人々の消費や投資活動の変容を促す活動が展開されている。企業自身も,CSR調達のネットワークを広げたり,積極的にステークホルダーとの対話や連携を模索し,よき企業市民として持続可能な発展に貢献するとともに,環境・社会分野のニーズを技術革新に繋げ,むしろ競争力の糧としている。さらに一部の先進国や国際機関では,企業活動を社会や環境面からも評価する消費者や投資家の動きを捉え,各種の市場環境の整備を始めている。そこでは,政府と市場,そして市民社会がそれぞれ孤立し対峙するのではなく,互いの役割を果たしながら,総体として社会的課題を解決していく新しい"公"の姿が模索されている。円卓会議の意義の一つも,まさにそこにある。

(2)持続可能な発展を支える市民社会の成長に向けて

一方で我が国では,伝統的に行政が"公"の担い手として存在し,市民は専ら公共サービスの受け手として,あるいは規制によって保護される存在として捉えられてきた。90年代以降,規制改革等を通じて社会的課題に対する市場の影響力は強まったが,背後で市場規律を支えるべき市民社会は,様々な基盤の欠如から十分な広がりを持てていない。

今後,我が国が持続可能な発展に貢献していくためには,健全で成熟した市民社会の存在が不可欠である。企業や行政に対して冷静で厳しい眼を向けるとともに,時には協働・連携して,持続可能な発展のためのコストを共有する,そうした市民社会の存在がなければ,社会的課題に対する産業の対応力は弱まり、我が国の競争力を減じる可能性さえある。

勿論,市民社会の力強い胎動は我が国でもすでに始まっている。その存在は円卓会議の前提であり,また,その成長を促すことは円卓会議の極めて重要な目的の一つでもある。特に,我が国は「国連持続可能な開発のための教育の10年」の提唱国として,持続可能な発展を支える人材や組織が学び育まれる環境を積極的に整備すべきである。

(3)新たな行政の役割(協働行政)としての円卓会議開催

持続可能な発展や社会的責任に関する国際社会での実践は,課題解決に向けた意思形成のプロセスにも大きな変革をもたらしてきた。特に,課題解決のために多様な主体の役割を要する課題については,広範なステークホルダーが,対話を通じて情報や認識を共有し,協働して解決にあたる手法(マルチステークホルダー・アプローチ)が,国連や各国政府,国際的な非営利ネットワークによって実践されてきた。

多様なステークホルダーが社会的課題についてともに議論する円卓会議も,まさにこうした国際社会における実践の延長線上にある。すなわち,市民社会を含む多様な主体が,互いに責任をもって対話し,連携していく新しいシステムの構築こそが,円卓会議に求められる重要な役割である。

行政にとってこうした手法は,伝統的な規制行政や支援行政とは異なる"協働行政"の一環であり,国民生活審議会総合企画部会で審議中の「行政のあり方の総点検」においても,各主体のパートナーシップを促進するための新たな行政の役割,行政が果たすべき重要な役割として位置づけることが適当である。

(4)国際社会と未来に向けての責任

先述の通り,近年,一部の先進諸国では,社会的責任の取組促進を戦略的に進めているほか,アジア諸国も,急激な成長に伴う様々な課題に対処するため社会的責任に関心を寄せている。また,八イリゲンダムサミットでは,OECD 多国籍企業行動指針やILO 三者宣言に基づき,先進国が一致して企業の社会的責任の原則を強化することが確認されたほか,グローバルコンパクトや責任投資原則など,国連をはじめ様々な国際機関やネットワークが社会的責任に係る基準や規範作りを進めている。さらにISOでは,数年以内に組織の社会的責任の実施ガイダンスとなる国際規格の発行を予定している。

今後,我が国が,経済大国として,国際社会や地球環境に対して責任ある貢献を行うため,また,我が国自身の持続可能性を確実なものにするため,さらには環境や社会の多様なニーズに対応した技術革新を促し競争力を高めるため,組織の社会的責任の取組を促進する枠組みを国家戦略として包括的に整備することが急務である。

中でも,円卓会議を通じて,我々が真に果たすべきは,未来に向けての責任である。まさに持続可能な発展の理念が謳うように,我々は,我々自身の利益に配慮しつつも,決して将来世代の可能性を脅かしてはならない。我々自身のためにも,そして将来世代のためにも,社会を構成する全ての主体が,それぞれの本来果たすべき役割を改めて見つめ直し,短期的な負担や自らの利害を超え,より大きな枠組み作りに向けて協働することが強く求められている。そのことを通じてはじめて,我々は国際的にも信頼され,将来世代に誇れる新しい日本を築き上げることができるのである。

2.円卓会議の目的

円卓会議は,以下の 及び に掲げる目的を達成するため,

-) 広範なステークホルダー代表が参加した新たな社会的合意形成や取組促進の枠組み(マルチステークホルダー・プロセス)を提供することで,
-)社会を構成する多様な主体による協働のあり方について ,情報交換や対話を通じて 参加者間で共通認識の醸成や一定の合意形成を行うとともに ,
-) 政府が措置すべき方策について提言を行う。

安全・安心で持続可能な未来の姿と協働のあり方の共有

我が国が目指すべき安全・安心で持続可能な未来とはどのような姿か,そこに至るためには何が必要とされるのか,組織はいかなる責任を果たすべきか,組織を取り巻くステークホルダーはいかなる役割を担うべきか,円卓会議での議論を通じて,広範な層でビジョンを共有し,協働のあり方を探る。

社会的責任の取組を促進するための環境整備

社会的責任の取組を促進するためには、積極的な取組を行っている組織が、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択等を通じて、ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出す環境整備が必要である。そのためには、事業者団体、労働組合、金融セクター、消費者団体、NPO・NGO等や専門家、さらには行政を含む各主体が積極的にそれぞれの役割を果たしていくことが重要である。そこで、円卓会議は、各主体の協働を通じて、組織の社会的責任の取組を支える環境整備を総合的かつ戦略的に推進する。

3.「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」の策定

円卓会議は,上記目的の達成手段として,概ね2010年までに,「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」を取りまとめる。協働戦略の具体的な形は円卓会議において議論されるものであるが,特に以下の要素を含むことが期待される。

目指すべき社会像

目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿とそこに至る道筋

分野別重点課題

例えば持続可能な国民生活や地域社会のあり方など, の実現に向けた具体的な社会的課題について,各主体が果たし得る役割や協働のあり方,各主体が役割を果たす上で直面する問題を克服するための方策

横断的課題

一般の消費者・労働者・投資家の関心を高めるための普及啓発活動のあり方,持続可能な発展を支える人材の育成・交流や調査研究の促進など,関連する各主体の能力向上(キャパシティ・ビルディング)の支援に向けた方策,社会的責任投資(ないし責任ある投資)や社会的責任調達の促進策など横断的な市場環境の整備策など

4 . 円卓会議の運営についての基本方針

円卓会議の運営方法については,以下の基本方針の下,当事者であるステークホルダーを中心に検討を深め,これを参考に国民生活審議会総合企画部会にて決定するものとする。

(1)円卓会議の機構

円卓会議の機構は,総会,部会及び運営委員会によって構成される。

総会

総会は、審議事項の決定を行うほか、検討項目に応じた部会の設置を行うとともに、部会における検討を踏まえ、円卓会議としての取りまとめを行う。

部会

部会においては,総会で決定された基本方針に従って,課題別の専門的な検討を 行う。部会は,必要に応じて,専門的な検討を行うワーキンググループ等を開催す る。

運営委員会

運営委員会においては,審議項目案等の検討を行うほか,ステークホルダー別準備会合の開催支援や周知啓発活動を行うとともに,円卓会議の審議に資するため必要な調査研究を行う。

(2)円卓会議への参加

委員の役割

委員は,他の委員との対話を通じて,協働に向けた自らの役割について認識を深め,お互いに自らの取組の方針を表明しあう。また,委員には,円卓会議と各グループとの意思疎通の媒介者として,グループ内の意見を把握し,これを前提として円卓会議で発言を行うとともに,円卓会議での議論についてグループ内の広範な主

体への説明や啓発に努めるほか,必要に応じ各主体を説得し,協力を求めることが 期待される。

総会及び部会の構成

総会及び部会は,原則として,事業者団体,労働組合,金融セクター,消費者団体, その他のNPO・NGOの各グループの推薦を受けるなどした者,専門家,行政から構成 される。ただし,選出母体が十分に組織化されていないグループや,意思決定に参加 しないオブザーバーは,運営委員会が適任候補を選出する。また,部会については, 審議事項に鑑みて必要な場合,上記グループ以外の分類を設定する。

(3) 意思決定方法

円卓会議の機構・運営に関する意思決定

審議事項の決定や部会の設置など,円卓会議全体の機構や運営に関する事項は,可能な限り全員一致を目指すものとする。

協働戦略に関する意思決定

政府以外の各主体の役割については、各グループ内の様々なアクターや参加者自身の自主的な行動を前提としているため、多数決等による強制を行うことは想定されない。一方、政府に対する政策提言については、可能な限り全員一致が目指すものとするが、不可能である場合、両論併記等の形によって、多様な意見の分布状況を示すこととする。

5.国際社会や地域社会との関わり

持続可能な発展や社会的責任の問題は,極めてグローバルな課題であると同時に, 多くの場合,地域における取組こそが解決の要となることを踏まえ,以下に留意する。

国際社会との関わり

必要に応じて,オブザーバーとして国際機関や各国の産業団体,労働組合,市民団体等の参加を求めるなど,企業のグローバルな活動を踏まえた国際的な観点から議論を深めるとともに,我が国の取組を国際社会に向け発信する。また,協働戦略の策定に当たっては,アジア諸国における各主体の取組の公共財的な基盤となる知識の蓄積や人材の育成など,国際社会への積極的な働きかけも視野に入れた検討が期待される。

地域社会との関わり

必要に応じて、地方公共団体に対して円卓会議への参加を求める。また、各地域で既に実践されているマルチステークホルダーによる取組との交流や連携を図るとともに、積極的な広報活動を通じて円卓会議での議論を周知し、マルチステークホルダーによる対話の場が未整備な地域にも取組を促す。

6.関係府省庁間の横断的連携及び一元的な情報発信の推進

円卓会議は,関係府省庁間の横断的な連携の下に開催する。また,政府は,円卓会議の提言を参考に組織の社会的責任の取組促進に向けた施策を戦略的に進めるとともに,関係府省庁間の横断的な連携と内外に向けた一元的な情報発信を推進する。

「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」 (平成20年4月3日 国民生活審議会意見) (抜粋)

第3章 消費者・生活者の安全・安心確保に向けた実効性ある個別施策の展開

4.安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任の取組促進

前節までに掲げた施策は主に行政の役割を中心としているが,消費者・生活者の安全・安心を磐石なものとするためには,主役たる消費者・生活者自身が自らの権利と義務の下,自立して困難に立ち向かい,社会の公正性を達成しようとして活動するとともに,さらにそれ以外の主体も含めた多様な主体の役割が不可欠である。このことは,より長期で見た消費者・生活者の利益を考えた場合,特に,現世代の消費者・生活者の安全・安心のみならず,将来世代の消費者・生活者の安全・安心の確保も考えた場合,一層重要となる。

持続可能な発展の理念が謳うように、いかに安全・安心な暮らし、快適な暮らしであっても、それが将来世代の多大な負担の上に成り立つのであれば、我々は暮らしを見直す責務を負っている。こうした持続可能性を巡る問題の特徴の一つは、行政以外も含めた多様な主体の関与が求められるということである¹²。1990 年代以降の急速なグローバル化や技術革新は、世界経済に多大な恩恵をもたらしてきたが、一方で、地球環境問題や貧困問題など、持続可能性への大きな脅威が顕在化した。国内に眼を転じても、国際競争の激化や情報化の進展、少子・高齢化の急速な進行が、人々の価値観や就業形態、消費生活の多様化・複雑化を招き、新たな種類の課題や事件・事故を引き起こしている。これらの課題を解決するためには、これまで述べてきた行政の転換に加えて、行政以外の主体をも巻き込んだ新たなアプローチが必要とされている。

こうした中,法令遵守を前提にそれを上回る組織の社会的責任への関心が国内外で高まっている。これまでも,例えば 1970 年代には企業活動の多国籍化や公害問題の深刻化を背景として企業の責任が叫ばれるなど,社会的責任の問題は多様な文脈の下で論じられてきた。しかし,今日の世界規模での関心の高まりの特徴は,社会的責任を,市場経済の見直しへの動きからさらに,政府と市場,そして市民社会の関係を再構築する新たな経済社

^{12 1992} 年にリオ・デジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)は,その採択文書アジェンダ 21 において,「アジェンダ 21 の全てのプログラムにおいて, 各国政府が合意した目標・政策・枠組みを実効性をもって実施するためには,全ての社会集団のコミットメントと真の関与が不可欠である。持続可能な発展の達成に向けた根源的な条件は,意思決定に広範な社会層が参画することである。」として,持続可能な発展の実現に向けた多様な主体の役割を強調している。

会システムとして捉える動きが現れていることである。例えば,1990 年代以降広がりつつあるグリーン・コンシューマリズムの動きをベースに社会的責任投資(SRI)やラベリング¹³といった様々な実践的手段を活用して,市場の内側から人々の消費や投資活動の変容を促す活動が展開されているほか,企業側も,積極的にステークホルダー¹⁴との対話や連携を模索し,よき企業市民として持続可能な発展に貢献するとともに,環境・社会分野の需要を技術革新に繋げ,むしろ競争力の糧としている。さらに一部の先進国や国際機関では,企業活動を社会や環境面からも評価する消費者や投資家の動きを捉え,各種の市場環境の整備を始めている。そこでは,3者が孤立し対峙するのではなく,互いの役割を果たしながら,総体として社会的課題を解決していく新しい"公"の姿が模索されている。

(1)「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」の開催

我が国においても、社会的責任の取組を促進するための環境整備を総合的かつ戦略的に推進し、政府と市場、そして市民社会が一体となって安全・安心で持続可能な未来を実現する体制を整備することは喫緊の課題である。そこで、平成20年度のできる限り早い時期に、「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」を開催するべきである。国民生活審議会は、円卓会議のあり方について更なる検討を行い、平成20年6月を目途に取りまとめを行うこととする。

円卓会議は,広範なステークホルダーの代表が参加した新たな社会的合意形成や取組促進の枠組み(マルチステークホルダー・プロセス)を提供することで,)我が国が目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿を広範な主体で共有し,その実現に向けた協働を推進するとともに,)積極的な取組を行っている組織が,消費者による商品選択や投資家による投資先の選択,求職者による就職先の選択等を通じて,ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出すための環境整備を総合的かつ戦略的に推進する。

円卓会議が提供する社会的合意形成や取組促進の枠組みは,持続可能性や社会的責任を 巡る国際社会の実践の延長線上にある。特に,解決のために多様な主体の役割を要する課 題について,広範なステークホルダーが対話を通じて情報や認識を共有し,協働して自ら 解決にあたる手法(マルチステークホルダー・アプローチ)が,国連や各国政府,国際的 な非営利ネットワークによって実践されてきた¹⁵。円卓会議も,消費者団体やNPOを含

¹³ 製造や取引過程における社会や環境への配慮が一定の基準を満たしていることを消費者や取引先に示すため,認定等を受けた企業が店舗や当該製品にシンボルマーク等の表示を行う仕組み。エコラベルやフェアトレードラベル,ソーシャルラベルなど多様な種類が流通している。

¹⁴ 組織によって影響を受けるか,組織に対し影響を与える個人又は集団。「利害関係者」 と訳されることもある。

¹⁵ 例えば,欧州諸国をはじめ多くの先進国が,アジェンダ21 を踏まえた持続可能な発展 戦略の策定過程でマルチステークホルダー参画を進めてきたほか,国連自身も,持続可 能な発展委員会(CSD)を創設し,持続可能な発展に向けた,政府・国際社会・主要

む多様な主体が互いに責任を持って対話し ,連携していく新しい枠組みの構築を企図した ものである。

こうした枠組みは,第2章において論じた政策形成過程に消費者・生活者の声を届けるための極めて重要な手段の一つであると同時に,行政にとっては,伝統的な規制行政や支援行政とは異なる"協働行政"の一環であり,各主体のパートナーシップを促進するための新たな行政の役割,行政が果たすべき重要な役割として位置づけることができる。

なお,円卓会議は,行政にとっても行政以外の主体にとっても初めての試みであり,長期的な戦略を持って,主体間で時間をかけて取組を積み重ねていくことが何よりも重要である。このため,円卓会議の開催にあたっては,一定程度の継続性を担保できるような設置根拠のあり方を検討すべきである。

(2)「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」の策定

円卓会議は,概ね平成22年までに,目指すべき社会像,各主体の協働のあり方とそれぞれの役割,政府への政策提言を含む「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」として取りまとめる。ただし,段階的に中間取りまとめを行うとともに,緊急性の高い課題については取りまとめを待たずに順次取組に着手する。また,PDCA¹⁶の観点から,定期的に進捗状況の把握を行い,その後の戦略に活用していく。

協働戦略には,以下の要素を含むことが期待される。

目指すべき社会像 目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿とそこに至る道筋分野別重点課題 例えば持続可能な国民生活や地域社会のあり方など, の実現に向けた具体的な社会的課題について,各主体の協働のあり方やそれぞれが果たすべき役割,各主体が役割を果たす上で直面する問題を克服するための方策

横断的課題 一般の消費者・労働者・投資家の関心を高めるための普及啓発活動のあり方,持続可能な発展を支える人材の育成・交流や調査研究の促進など,関連する各主体の能力向上(キャパシティ・ビルディング)の支援に向けた方策,社会的責任投資(ないし責任ある投資)や社会的責任調達の促進策など横断的な市場環境の整備策など

(3)行政機関の社会的責任

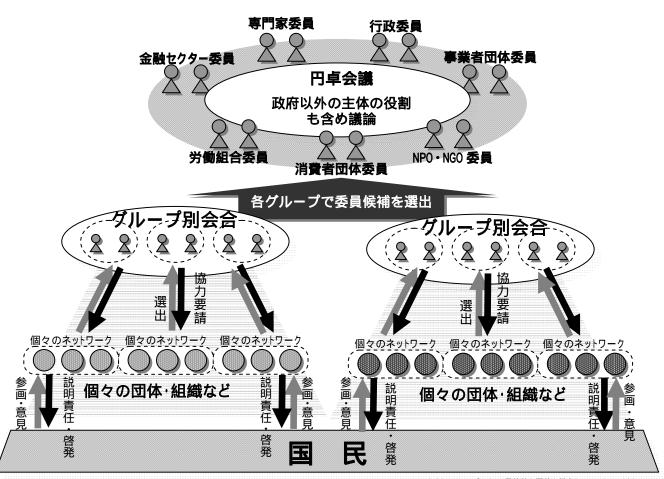
行政機関は,それ自体事業主体でもあることから,円卓会議への参加に際しては,率先して取組を進めることが求められる。特に国の行政機関においては,ステークホルダーと

グループとの間の対話とパートナーシップを促進してきた。また,グローバル・レポーティング・イニシアティヴ(GRI)や森林管理協議会(FSC)など,社会的責任に関する各種の国際的な非営利ネットワークも,その意思形成過程にマルチステークホルダー・アプローチを取り入れている。

¹⁶ Plan (立案・計画), Do (実施), Check (検証・評価), Act (改善・見直し)の略。

の対話や連携の推進,実効性ある苦情処理体制の構築,環境や社会への配慮の状況や事件等のネガティヴ情報を含む社会的責任報告書の作成・開示などの取組が期待される。

図5 マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議



あくまでイメージであり、具体的な団体を想定しているものではない。 委員候補選出のプロセスは、各グループごとの特性により異なり得る。

参考資料

マルチステークホルダー・プロセスについて

||1 . マルチステークホルダー・プロセスとは

マルチステークホルダー・プロセス (Multi-stakeholder Process: MSP) の定義

(資料17を基に内閣府において整理)

(1) 平等代表性を有する3主体以上のステークホルダー間における、

(2) 意思決定、合意形成、もしくはそれに準ずる意思疎通のプロセス。

(1)ステークホルダーの平等代表性(equitable representation)

MSP におけるあらゆるコミュニケーションにおいて、各ステークホルダーが平等に参加し、自らの意見を平等に表明できるということであり、また、相互に平等に説明責任を負うということ。

(2) 意思決定、合意形成、もしくはそれに準ずる意思疎通

政策決定から共通認識の形成、実践的な取り組み実施に向けての合意、ステークホルダー間のパートナーシップやネットワーク形成に至るまでを幅広く含むもの。

MSP の歴史的背景

MSPは、主に80年代後半から90年代にかけての"持続可能な発展"に関わる議論の中で登場。

- ・1987年の環境と開発に関する世界委員会(通称ブルントラント委員会)報告書「我ら共通の未来 (Our Common Future)」、および、1992年の環境と開発に関する国連会議(通称リオ・サミット) 採択文書「アジェンダ 21」では、ともに"持続可能な発展を達成するためには、様々なステークホ ルダーが政策決定に関する情報へアクセスし、政策決定へ参加する制度を保障することが不可 欠である。"と述べられている。
- ・「アジェンダ 21」の提唱によって、MSPの先駆的事例として、多様なステークホルダーの参加を 制度として保障した「持続可能な開発委員会(CSD)」創設。

以降、様々なテーマ(環境、人権、労働、消費者問題等)と、レベル(国際、国内、地域等)において 適用

MSP が適する条件

a) 参加主体間に、対話が不可能であるまでの対立が発生していないこと。

- b) 取り扱われるテーマがある程度具体性を帯びているものであること。
- c) <u>最終目的が参加主体間で共有</u>され、かつ、対話を経ることにより<u>目的が達成される合理的な可能</u>性(reasonable probability)があること。

¹⁷ Hemmati, Minu ed. (2002) Multi-stakeholder Processes for Governance and Sustainability, Earthscan, London. を主要文献とした。また、本資料もこの文献に依拠してまとめてある。

MSP によって得られるメリット

- a) 対話や情報共有等を通じて、参加主体間に一定の<u>信頼関係が醸成</u>されるとともに、<u>相互にとって</u> 最善の解決策を探ろうとする姿勢(win-win attitude)が創出される。
- b) 広範なステークホルダーが参画することによって、対話の成果である<u>決定や合意等への幅広い正当性(Legitimacy)</u>が得られる。
- c) 各ステークホルダーが主体的に参画することにより、それぞれの主体的な取組が促される。
- d) 単独の取組もしくは二者間の対話のみでは解決できない、もしくは、十分な効果が得られない問題が、3主体以上の関与によって解決可能になる。
- e) 各ステークホルダーが自己利益のみを目指して行動した場合、結果として各主体の利益が損なわれるという"囚人のジレンマ"的な状況にある問題が解決可能になる。

|||2.マルチステークホルダー・プロセスの類型

MSP が用いられた実際の事例をその目的から分類すると、以下の五つに分けられる。

a) 利害折衝型

ステークホルダー間に利害対立が存在する場合であって、その妥結点を模索することが目的。

事例:シェル石油プレント・スパー問題(1996年11月~1997年12月)

当初、シェル石油はイギリス政府の許可を得た上でオイル貯蔵ブイ(ブレント・スパー)を海洋投棄処理する予定であったが、これに対して、環境 NGO や北海周辺国が反対したため、海洋投棄処理を断念せざるを得なくなった。そこでシェル石油は、各国政府および沿岸地方政府、環境 NGO、技術専門家、工事請負業者等を交えた代替処理方法についての対話を開催し、その結果妥結された処理方法を採用した。

b) コミットメント形成型

各ステークホルダーの議論への主体的な参画により、協働の実効性を確保することが目的。

事例: 国連グローバル・コンパクト(1999 年~現在)

前国連事務総長コフィー・アナンの主導により開始された、人権、労働基準、環境、反汚職の分野よりなるビジネスの 10 の原則について定めたもの。それぞれの原則およびそれに付随する事案テーマについて、MSP によりフォーラムなり学習会なりが開かれ、グッド・プラクティスの共有等が行われている。取り組みを強制する形式ではないが、企業の自発的な参加表明によってある程度の取り組みを確保する方式である。

c)規範形成型

広範なステークホルダーが参画し、意識水準を互いにすり合わせることにより、幅広い正当性を持ったガイドライン等の規範を作成することが目的。

事例: グローバル・レポーティング・イニシアティヴ(GRI)(1997年~現在)

組織(企業のみならず各種団体も含む)の自発的な持続可能性レポートについての国際的枠組みの開発、および、合意の形成を目的としたイニシアティヴ。継続的なワーキング・グループの開催や各ステークホルダーからの評価により、常時、枠組みの内容について相互的な見直しや修正が行われている。また、成果は GRI ガイドラインとして発行されている。

その他の事例 : 鉱業・鉱物資源と持続可能な開発(MMSD)、世界ダム委員会(WCD)、持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)、森林管理協議会(FSC)、海洋管理協議会(MSC)、SA8000 等

d)情報および認識共有型

政策決定等の前提となる情報を各ステークホルダーが持ち寄り、共通の認識を得ることが目的。

事例:欧州マルチステークホルダー・フォーラム(2002年10月~2004年6月)

欧州委員会の主導により EU 圏の政治戦略の一環として CSR を促進するために設けられた。 CSR の取り組み、および、 CSR ツールの革新、透明性、統一性の促進について、 産業界、 労働団体、 NGO 等が、 事例分析等を通じて情報共有し、報告書および勧告書を公表した。 勧告書は法的拘束力を伴うものではないが、 加盟国および各ステークホルダーは勧告書の内容を実行に移すことが求められている。

e)政策提言型

各ステークホルダーがそれぞれの意見を持ち寄り、広く受け入れられる提言を作成することが目的。

事例:コロンピア川下流域の持続可能な開発のための協力(1999年中頃~不明)

米国陸軍工兵隊(U.S. Army Corps of Engineers)が、国家環境政策法(NEPA)に基づきコロンビア川下流域の水路掘削工事計画の策定を行おうとしたところ、河川下流域の地方政府および住民等の関係者はこれに承服せず、MSPによる工事計画の対案を策定しようとした事案。主としてアストリア市と環境NGOの主導のもと、河川下流域の地方政府、港、米国海洋大気庁(NOAA)が参加した。(但し、資料が無いため、成果物についての詳細は不明。)

NEPA の正式名称は、National Environmental Policy Act。1969 年に米国で制定された環境影響評価制度の先駆けとなる法律である。合衆国政府の主要な行為(政策・計画・事業等)で環境に影響を与えるものに環境影響評価を行う事を義務付けている。

参考資料

諸外国における持続可能な発展戦略と マルチステークホルダー・プロセスについて

1.持続可能な発展戦略について

1992 年の「環境と開発に関する国際連合会議(通称リオサミット)」で採択されたアジェンダ21 において、各国の政府は「持続可能な発展に関する国家戦略(NSSD)」を策定すること、並びに「持続可能な発展に関する国家委員会(NCSD)」を設置することを表明した41。これを受けて、各国では持続可能な発展に関する戦略の策定、および、持続可能な発展に関する国内組織の設立が行われている。

本資料では、諸外国で策定されている持続可能な発展戦略について、その項目例と策定 過程におけるステークホルダー参画のあり方に焦点を当て、概説する⁴²。

2. 持続可能な発展戦略の策定例

(1)欧州連合

名称:欧州連合持続可能な発展戦略

(The European Union's Strategy for Sustainable Development)

対象期間 2001年~、2006年改定

基本原則

「環境保護」、「社会的平等と社会的団結」、「経済的繁栄」、「国際社会への責任」を主要目標として掲げ、基本的人権の尊重、民主主義社会の原則、世代内および世代間連帯、ステークホルダー参加等を政策の基本原則として位置づけている。

項目例

主要課題

「気候変動とクリーンエネルギー」、「持続可能な輸送」、「持続可能な消費および生産」、「自然資源の保全および管理」、「公衆衛生および健康の脅威に対する予防」、「ソーシャルインクルージョン、人口問題、移住に関する問題」、「地球規模の貧困、および持続可能な発展に関する課題」等、社会、経済、環境等の幅広い分野にわたる。

知識社会に向けた横断的政策および提案

「教育とトレーニング」、「調査とその内容の発展」

策定主体

欧州連合理事会(Council of European Union)

^{41 1992} 年リオサミット アジェンダ 21 第8章および第 23 章参照。

⁴² なお、本資料に掲載した事例は、必ずしも上述のアジェンダ21の合意事項との関係が明確でないものも含まれ、また、持続可能な発展戦略を策定している国全てを網羅したものではない。

(2)イギリス

名称:未来を守る UK 政府持続可能な戦略

(Securing the future— The UK Government Sustainable Development Strategy) 対象期間 1999 年 ~、2005 年改定

基本原則

「持続可能な経済」、「より良いガバナンスの促進」、「確実な科学的根拠の援用」の原則を基礎として、「環境的限界の範囲内での生活」、「強固で、健全で、公正な社会の実現」を目指す。

項目例

優先課題解決のための体制整備

「討議の場の設定やトレーニングプログラムによる意識の向上」、「ステークホルダー参加のための体制整備」、「キャパシティビルディングによるプレイヤーの育成」

優先課題

「持続可能な消費および生産」、「気候変動とエネルギー」、「自然資源保護」、「持続可能なコミュニティ」等を優先課題として設定し、その内容は、社会、経済、環境それぞれに関連する分野に広く及ぶ。

ステークホルダー参画の特徴

持続可能な発展委員会(Sustainable Development Commission: SDC)の関与

·設立:2000年

·概要

持続可能な発展に関する政策や取組に対する監視の役割を担う独立した政府機関であり、「政府への専門家としての助言活動」、「政府や行政を中心としたアクターへのキャパシティビルディング」、「関連分野の意識啓発やディベートの主催」、「レポートや実績評価による持続可能な発展に関する取組の監視」等を行う。以前に存在した「持続可能な発展に関するラウンドテーブル」、および、「持続可能な発展に関する政府委員会」を前身とし、2000年に設立された。また、2005年の持続可能な発展戦略策定に伴い、これら戦略に関する監視役の位置つけも与えられている。

·構成

学術界、科学技術関係、産業界、NGO等のバックグラウンドを持つ19人の委員、および、それをサポートする46名の政策専門スタッフから成る。委員の任命は首相が行う。

・ステークホルダー参画の特徴

委員のポストへの応募は誰にでも開かれている(但し、委員になるためには空ポストやステークホルダー配分等の制約をクリアする必要がある)。さらに、委員会の活動に対する意見募集や、オンラインディベートも開催され、関心のある者やステークホルダーが委員会の活動にコミットメントする道は広く開かれている。

(3)フランス

名称:持続可能な発展国家戦略(La Stratégie Nationale de Développement Durable)

(National Sustainable Development Strategy)

対象期間 2003年~、2006年改定

基本原則

持続可能な発展戦略の定義づけおよびその履行における全てのステークホルダーの参画、および、持続可能な発展に対する国家としての統合的アプローチを図ること。

項目例

持続可能な発展のプレイヤーとしての国民参加

「国民の関与による持続可能な発展の概念の明確化」、「信頼性および透明性に優れた情報の提供」、「持続可能な発展に関する環境学習の整備」、「議論への国民参加の促進」

個々の対象分野

「都市部の開発と農村部、自然地域の環境保全」、「気候変動に関する予防原則の実践」、「持続可能な生産および消費」、「企業のESGおよびイノベーション支援」、「公衆衛生の向上、環境汚染の防止」、「地域格差の解消と地域政府の役割」、「財政によるインセンティブ付与、税制の整備」等、その対象分野は、社会、経済、環境それぞれに関連する分野に広く及ぶ。

政府の役割

「政策への持続可能な発展の組み入れ」、「持続可能な発展に関連する分野の調査研究」、 「持続可能な発展を促進する行政活動」等

ステークホルダー参画の特徴

持続可能な発展に関する国家協議会

(Le Conseil National du Développement Durable: CNDD)の関与

- ·設立:2003年
- ·概要

持続可能な発展に関する政策を支援し、その評価および監視を通じて、持続可能な発展に関する国家戦略をより良いものにしていくことを目的として、首相の下に置かれた組織。主に首相の発意による持続可能な発展に関する課題の検討、関連する法令の草案についての答申、および、独自の提案や勧告を行う。

·構成

地域政府、事業者、労働組合、NGO、消費者、学術関係者等から、持続可能な発展に関する分野の経験および専門能力等を考慮した上で、首相により90名の委員が任命される。

・ステークホルダー参画の特徴

年四回開催される総会は、市民団体の代表や持続可能な発展に関連する団体の代表 等、各課題に応じたステークホルダーに向けて開かれている。

(4)ドイツ

名称:ドイツの展望 私達の持続可能な発展に関する戦略

(Perspektiven für Deutschland

— Unsere Strategie für eine nachhaltige Entwicklung)

(Perspectives for German - Our strategy for Sustainable Development)

対象期間 2002 年~、2005 年見直し、2008 年秋改訂予定⁴³

基本原則

「世代間公平」、「生活の質」、「社会的連帯」、「国際的責任」、「持続可能性の行動規則」を基本のモチーフとして掲げる。特徴的な項目として、「国家の借金」、「未来への経済的備え」、「教育」、「雇用」、「家族」、「外国人同胞の統合」といった、社会問題に関わるものが含まれている。

項目例

社会的プロセスとしての戦略策定

「多様なステークホルダーの役割認識と参加」、「各主体間の協力関係の発展」等

持続可能な発展の重点課題

「エネルギーの効率的な利用 気候変動の防止」、「(社会的)流動性の確保 環境の保護」、「健全な生産、消費 健全な食物」、「人口動態への対応」、「教育と高等学校の改革」、「革新的な企業 実りある経済」、「土地資源の過剰利用の抑止」等

その他、国際社会における役割、戦略の評価方法等

ステークホルダー参画の特徴

持続可能な発展のための協議会(Rat für Nachhaltige Entwicklung: RNE)の関与

- ・設立:2001年(2007年に再承認)
- ·概要

持続可能な発展に関する政策や取組のサポート、および、持続可能な発展に関する議論を公の場において活発化させることを目的に設立された首相の諮問機関。持続可能な発展に関するマルチステークホルダーフォーラムの開催、政府の政策に対するレポートおよび評価活動等を行う。

·構成

地域政府、事業者、労働組合、環境団体、メディア、教会等の代表から、首相により14名が任命される。

・ステークホルダー参画の特徴

協議会自体に委員以外のステークホルダーが自由に参加できるというような方式は見当たらないが、マルチステークホルダーフォーラムの開催や、ある特定課題におけるステークホルダー意見交換会の開催を積極的に行う等して、持続可能な発展に関連するさまざまなテーマについての議論の場を提供することにより、ステークホルダー参加の機会を確保する。

⁴³ 現在、秋に予定されている戦略の改訂についての意見募集を行い、協議を進めている最中である。

(5)ベルギー

名称:連邦政府持続可能な発展の計画 2004-2008 年版

(Plan fédéral de développement durable 2004-2008)

(Federal Sustainable Development Plan 2004-2008)

対象期間 2000 年~、2004 年改訂

基本原則

「全ての国が認識すべき共通の責任、とりわけ先進国が認識すべき先導的役割」、「世代内および世代間の公平」、「政策決定における経済、社会、環境的側面の統合」、「環境に重大な影響を及ぼす分野での予防性原則の適用」、「全てのステークホルダーの意思決定、および、履行段階での参加」等を重要な原則として掲げる。

項目例

「貧困の撲滅とソーシャルインクルージョンの課題」、「人口高齢化社会への対応」、「公衆衛生における被害予防」、「より責任ある自然資源利用」、「気候変動課題とクリーンエネルギーの積極的使用」、「輸送システムの改善」、「生物多様性」等

ステークホルダー参画の特徴

持続可能な発展のための連邦協議会(Federale Raad voor Duurzame Ontwikkeling - Conseil Fédéral du Développement Durable: FRDO-CFDD)の関与

·設立:1997年

·概要

Agenda 21 や気候変動枠組条約等、国際的合意の履行を主な目的として設置された機関であり、連邦政府および地方政府の持続可能な発展に関する政策に対する助言、および、持続可能な発展に関連した独自のイニシアティヴ等を行う。1993 年以来の「持続可能な発展に関する国家協議会」の継続的機関として、「持続可能な発展に関する連邦政策の調整に関する法律(Loi du 5 mai 1997 relative à la coordination de la politique fédérale de développement durable)」によって設立された。

·構成

社会団体、環境団等の各種団体、消費者組合、労働組合、事業者連合、エネルギー産業、学術者等の代表から成る。また、連邦政府および地域政府代表や、環境、社会経済助言機関等の派遣員も参加するが、彼らは意見表明権のみを有する。

・ステークホルダー参画の特徴

助言機関としての役割以外に、シンポジウムの開催等による持続可能な発展に関する議論を高めるフォーラムとしての位置づけも与えられている。政府代表や各社会団体の代表は、そこで自らの意見を表明することができ、その意見等は協議会の助言活動の中に組み込まれていくことになっている。また、「連邦政府持続可能な発展計画」の策定過程においては、政府草案に対する意見募集、議論の場の設定等、サポート機関として幅広い役割を果たし、戦略策定におけるステークホルダー参加の機会を提供した(上記、1997年の法律では計画の策定過程における市民参加を義務として定めている。)。

(6)フィンランド

名称:持続可能な選択に向けて 国家的にも世界的にも持続可能なフィンランド

(Towards sustainable choices — A nationally and globally sustainable Finland)

対象期間 2006年~2030年(評価は2年毎に行う)

基本原則

安全で、かつ、環境に対して責任ある全ての人が参加する多様性のある社会における、持続可能な幸福を作り出すことを基本的なビジョンとし、「経済、環境、社会、文化的側面の相互関係」、「世代を超えた長期的な政策」、「世界、国家、地域政策の調和」、「科学的根拠に基づくアプローチ」、「人的資源の強化および機会平等の確保」等の基本原則を掲げる。

項目例

「自然資源の使用と保護のバランス」…気候変動、生物多様性等

「持続可能な地域システムによる持続可能なコミュニティ」...農村地域の活況、輸送システム 等

「ライフサイクル全般における幸福」...社会保障、雇用、世代間連帯、

ソーシャルインクルージョン、多文化的国家 等

「持続可能な発展のセーフガードとしての経済」…福祉国家、情報国家、競争力のある国家 等

「持続可能な選択のための支援」...教育支援、イノベーション 等

ステークホルダー参画の特徴

持続可能な発展に関する国家委員会

(Finnish National Commission on Sustainable Development)の関与

·設立:1993年

·概要

フィンランドにおける持続可能な発展政策を促進するため、政府によって設立された組織。多様なステークホルダーが持続可能性に関する考え、目標、取組を提供し、議論に参加できるフォーラムとして機能、特に、「持続可能な発展戦略」の策定準備から承認に至る過程で積極的な役割を果たす。

·構成

閣僚が国民委員会を主催し、議会、地方政府を含む行政機関、産業界、労働組合、 NGO、メディア、教会の代表が参加する。また、教育小委員会及び地域における持続可能な 発展小委員会が設置されている。

・ステークホルダー参画の特徴

FNCSDが2001年に立ち上げた「持続可能な発展に関する協働プログラム」では、企業、政府、研究機関、都市、NGO等の様々なステークホルダーが参加し、持続可能な発展に関する自らの行動についてのコミットメントを表明した。そこでの成果は、現在の取組の改善やパートナーシップ組織同士の非公式な合意、協働プロジェクト、経験の共有など様々である。また、上記の持続可能な発展国家戦略の策定にあたっては、広範なステークホルダーが参加する戦略策定グループを立ち上げ、草案の作成段階からステークホルダーの参加を積極的に担保した。

参考資料

社会的責任の取組促進に向けた欧州連合の取組について

~欧州マルチステークホルダー・フォーラムの概要~

▋1.欧州マルチステークホルダー・フォーラム開催の経緯

欧州理事会リスポン会合(2000年3月)

拡大 EU に向け、構造的失業、地域格差、情報産業の発達に対応するため、来る 10 年に向けた新戦略目標を設定

「欧州を、雇用の拡大・改善と一層の社会的連帯を確保しつつ、持続的な経済発展を達成し得る、世界で最も競争力が高く、かつ力強い知識集約型の経済にすること。」

<u>目標達成のための新たな手法として、生涯学習、機会均等、社会的連帯、持続可能な発展等に関する企業の社会的</u> 責任に言及

欧州理事会「グリーンペーパー:企業の社会的責任のための欧州枠組みの促進」(2001年7月)

リスボン会合の新戦略目標を受け、CSRを推進するための新たな枠組みを構築するためのパートナーシップのあり方について問題提起し、広く意見を募集

欧州委員会「企業の社会的責任:持続可能な発展に向けた産業の貢献」(2002年7月)

<u>CSRのツールの透明性や統一性の促進、及び各ステークホルダー間の共通理解の必要性を訴え、欧州マルチステークホルダー・フォーラムの設立を提唱</u>

欧州マルチステークホルダー·フォーラムの設置 (2002 年 10 月)

最終報告書の公表 (2004 年 6 月)

欧州理事会ブリュッセル会合:リスボン戦略の改訂 (2005年3月)

主に知識、イノベーション、人的資源の最大利用による競争力強化に重点を置いた改訂

欧州委員会「成長と雇用のためのパートナーシップ推進: 欧州をCSRの 極にするために」(2006年3月)

欧州におけるCSRの進展を継続的にレビューするため、フォーラムの定期開催を提唱

第1回レビュー会合の開催 (2006年12月)

■2.欧州マルチステークホルダー・フォーラムの目的

(1)欧州委員会による設置目的

(欧州委員会「企業の社会的責任:持続可能な発展に向けた産業の貢献」(2002年7月))

以下を通じ、CSRの取組とツールの透明性(Transparency)と統一性(Convergence)を促進することを目的とする。

- EUレベルの主体間で、経験や先進事例についての情報交換を行う。
- ・ E U域内の既存のイニシアティヴを集約し、<u>E U共通のアプローチや、指針となる共通原</u> 理の確立を目指す。これらは、国際会議や第三国との対話に際しての基礎ともなり得る。
- · ヨーロッパレベルで追加的な取組が必要とされる分野を特定・探求する。

CSRのツール・・・行動規範(Code of Conduct)、マネジメント基準、CSR報告・保証、ラベリング、社会的責任投資(SRI)

以下の事項に関し、可能であれば2004年中旬までに指針となる原理について合意する。

- CSRと競争力の関係
- ・ 持続可能な発展に向けたCSRの貢献
- ・ 中小企業の問題(ツール、大企業による指導・助言、サプライチェーン)
- ・ 行動規範の実効性や信頼性
- CSR報告や保証に関する共通のガイドラインと基準の構築
- ・ ラベリングに関する共通ガイドラインの構築
- ・ 年金やファンドによるSRI方針についての情報開示

(2) フォーラム開催時の目的 (第一回ハイレベル会合 (2002年11月))

CSRの促進という包括的な目的の下、以下の取組を通じて、<u>CSRの取組とツールの革新、透明</u>性、統一性の促進を図る。

- ・ 経験や先進的事例についての情報交換、既存のCSRツールやイニシアティヴの集約を促すことによって、CSRと持続可能な発展の間の関係性(競争力、社会連帯および環境保護に与える影響を含む)についての<u>知識の向上</u>を図ること。その際、中小企業に特有な側面を重要視すること。
- ・ 既存のEUのイニシアティヴや法令、国際的に合意された道具立て(OECD多国籍企業ガイドライン、欧州社会権憲章、ILO基本労働条約、国際人権憲章等)を考慮に入れながら、CSRの取組とツールについて指針となる共通原則を確立することの適否を探求すること。

3.欧州マルチステークホルダー・フォーラムの構成

主催・議長	・欧州委員会 (European Commission)
経営者団体 (4機関)	・欧州産業連盟(UNICE) ・欧州公共企業センター(CEEP) ・欧州商工会(EuroCommerce) ・欧州手工業・中小企業連合(UEAPME)
商業ネットワーク (5機関)	・欧州労働者協同組合・社会的協同組合・労働者参加企業総連合会(CECOP) ・欧州商工会議所(EuroChambres) ・欧州産業家円卓会議(ERT) ・CSRヨーロッパ ・持続可能な発展のための世界商業会議(WBCSD)
労働者団体 (2機関)	・欧州労働組合連盟(ETUC) ・欧州管理職会議(Eurocadres/CEC)
市民団体 (7機関)	・欧州消費者連合(BEUC) ・欧州社会 NGO プラットフォーム ・グリーン 8 ・アムネスティ・インターナショナル ・フェアトレード・ラベリング機構(FLO) ・国際人権連合(FIDH) ・オックスファム
オ ブザーバー (11 機関)	・欧州議会 ・EU 理事会 ・欧州経済社会評議会 ・EU 地域委員会 ・経済開発協力機構(OECD) ・国際労働機関(ILO) ・国連環境計画(UNEP) ・アフリカ・カリブ・太平洋諸国グループ(ACP) ・欧州大学連盟(EUA) ・持続可能で責任ある欧州投資フォーラム(EUROSIF) ・国連グローバルコンパクト

4.欧州マルチステークホルダー・フォーラムの機構

(1) 主な機構

ハイレベル会合(High-level meeting)		
機能	フォーラムの目標や構成、手続き的側面の決定、並びに進行管理	
開催頻度	年 1 ~ 2 回程度開催 最終報告書の取りまとめまでに計 5 回開催された	
構成員	欧州委員会委員の出席、欧州委員会局長の議事の下、各ステークホルダー、オブザーバー計 70 名前後で開催	

ラウンドテープル(Round tables)		
	機能	テーマ別の議題を討議
開	催頻度	最終報告書取りまとめまでに、各ラウンドテーブルとも計3期開催(1期1~2日)
桿	構成員	欧州委員会局長を議長として、参加団体およびオブザーバーを議題に応じた席数で配分 各団体は席数に応じて参加者を推薦、一回につき計 50~70 名程度

調整委員会 (Co-ordination committee)		
機能	ハイレベル会合およびラウンドテーブル会合の開催準備 欧州委員会は、調整委員会の同意を得てフォーラムを開催	
構成員	欧州委員会と、各ステークホルダーが推薦する者 (ETUC(労働者団体) UNICE(経営者団体) CSRヨーロッパ(ビジネス団体) Green 8 及び Platform of European Social NGOs(市民団体)がそれぞれ推薦する 2 名ずつ)	

ハイレベル会合および各ラウンドテーブルの配布資料、議事要旨はウェブサイトにて公開。

(2) 各ラウンドテーブル

知識ラウンドテーブル 議長:企業·産業総局局 長	 CSRに関する知識向上、先進的な実践例についての情報交換の促進ラウンドテーブル ビジネスにおけるCSRのインパクト CSRに関する知識普及、イノベーション、理解促進のためのプロセス、インセンティヴ、ツール ビジネス戦略、構造およびプロセスにおけるCSRの統合 教育および訓練におけるCSRの統合
中小企業ラウンドテープル 議長:企業·産業総局局 長	 中小企業におけるCSRの促進ラウンドテーブル ・ 中小企業におけるCSRビジネスの事例 ・ さらなるCSR理解促進のための、意識向上、先進的取組の普及、インセンティヴ ・ 大企業と中小企業の協調
開発ラウンドテーブル 議長:開発総局局長、 通商総局局長	CSRの開発的側面ラウンドテーブルCSRと国際化エシカルトレードおよびフェアトレード貧困の軽減金融の透明性
透明性ラウンドテーブル 議長:雇用・社会問題・ 機会均等総局局長	CSRの取組とツールの多様性・統一性・透明性ラウンドテーブル ・ CSRの取組みとツール (行動規範、マネジメントシステム、 報告、ラベリング、SRI)の信頼性、透明性 ・ 多様性と統一性

横断的議題(cross-cutting issue)について

横断的議題とは、それぞれのラウンドテーブルが扱うテーマに複数またがって関係する議題を言う。 横断的議題の例として、競争力・社会的連帯・環境保護・消費者問題・国際的側面(人権・民主化・紛争解決)等が挙げられている。 各ラウンドテーブルは、それぞれのテーマを扱う際に横断的議題を考慮に入れることが求められる。

(参考)欧州マルチステークホルダー・フォーラムのイメージ図

横断的イシュー

競争力・社会的連帯・環境保護・消費 者問題・国際的側面(人権・民主化・紛 争解决)等

知識ラウンドテーブル

議長:企業・産業総局局長

欧州委員会

設置・主催

調整委員会

欧州委員会 + ステークホルダー団体推薦

ETUC 推薦 2 人・UNICE 推薦 2 人・

CSR ヨーロッパ推薦 2 人・NGO 推薦 2 人

ハイレベル会合

オブザーバー(11団体)

- ・E U 諸機関(欧州議会、欧州理事会、他)
- ・経済協力開発機構(OECD)
- ・国際労働機構(ILO)
- ・国連環境計画(UNEP)
- ・国連グローバルコンパクト 他

開発ラウンドテーブル

議長:開発総局局長、通商総局局長

中小企業ラウンドテーブル

議長:企業・産業総局局長

透明性ラウンドテーブル

議長:雇用・社会問題・機会均等総局局長

労働者団体(2機関)

- ・欧州労働組合連盟 (ETUC)
- · 欧州管理職会議 (Eurocadres/CEC)

商業ネットワーク(5機関)

- ·欧州労働者協同組合・社会的協同組合・欧州産業連盟(UNICE)
 - ・労働者参加企業総連合会(CECOP)・欧州公共企業センター(CEEP)・欧州社会 NGO プラットフォーム
- 欧州商工会議所(EuroChambres)
- ・欧州産業家円卓会議(ERT)
- ・CSRヨーロッパ
- 持続可能な発展のための世界商業会議 (WBCSD)

経営者団体(4機関)

- ·欧州商工会(EuroCommerce)
- ・欧州手工業・中小企業連合

市民団体(7機関)

- ·欧州消費者連合(BEUC)
- ・グリーン8
- ・アムネスティ・インターナショナル
- (UEAPME) ・フェアトレード・ラベリング機構 (FL0)
 - ·国際人権連合(FIDH)
 - ・オックスファム

5 . 欧州マルチステークホルダー・フォーラムの議事

(1) ラウンドテーブルにおける護事のルール

会合報告の草案は、各ラウンドテーブル終了後二週間以内に提出される。ラウンドテーブル の構成員は、調整委員会の協議の後、この報告書を承認することが求められる。

会合の主要目的のうちの一つは、全ての当事者の経験を紹介し、共有し、学ぶことである。 このことを通じて、相互的な知識を発展させ、障害物とその解決方法の両方についての価値 ある教訓を確認する。

「善い、悪い」の議論は避けられるべきである。「名を指して辱める」、「名を指して褒め称え る」議論は推奨されないし、そのような議論は議事録において報告されない。

3期を通じて、CSR事例を含むステークホルダー関係者による発表は積極的に推奨される。

ディスカッションは、知見に富み偏見のないステークホルダーが自らのことを進んで発表す ることを目的とする。全体的な目的は、どこに意見の一致が見られるのかをはっきりさせ、 どこに意見の食い違いがあるのかを報告することである。

ラウンドテーブルにおける議事のフォーマット(1期目のみ適用)

8:30

開会,「ゲームルール」の説明,経緯と事実確認 9:00-10:00

10:00-11:15 事例 1 (30分) + 休憩、討論(45分)

事例 2 (30分) + 休憩、討論(45分) 11:30-12:45

ワーキングランチ、交流

事例3(30分)+休憩、討論(45分) 14:15-15:30

15:30-17:30 得られた課題について、次回のラウンドテーブル会合へ向けたス

テップ

(2)事例研究について

各ラウンドテーブルは、最初にCSRについての先進的取組事例を取り上げ、そこから、CSRを促進する要因、 CSRを阻害する要因を探り出すという方法を取った。

(取り上げられた事例の例)

Insight investment & Amnesty International

投資会社と人権 NGO が協力することで、投資活動によるスクリーニングを通じて広く 企業の人権感覚を養おうとする例。企業が国際的に承認された人権規約等に敏感になり、 その指針のもとで活動を行うことを促すことを目的としている。

Telefonica & Fundacion Empresa & Sociedad

企業のレピュテーション(評判)を無形の資産と捉え、それについてのリスクマネジメントを行っている例。レピュテーションに影響を与えるステークホルダー(投資家、消費者等から立法、メディアまで含む)を把握し、それぞれにどのようなリスクが潜んでいるのかを分析し、良好な関係を築くための土台にする等。

Federchimica & EMCEF/FEM CA CISL

化学関連産業の業界団体で、企業活動によって生じる健康、安全、環境への影響等に関する統一したマネジメントプログラムを構築した例。従業員の健康安全や環境保護、情報の透明性、企業外部との協力等のガイドラインが定められている。

Chiquita and Ethical Trading Initiative (ETI)

企業、労働組合、NGO からなる三者構成の自主的な機関が、主にサプライチェーン・マネジメントを通じて、ILO 基本労働条約の条件に適合した労働環境作りなど、CSR を普及啓発していく例。

Comité intersyndical sur épargne salariale (給与積立金に関する労働組合委員会) 労働組合が、給与積立金を社会的責任ファンドとして運用する例。

6.欧州マルチステークホルダー・フォーラム最終報告書 (2004年6月公表)

第一部 ~ 国際的および欧州において合意されている原理・基準・慣習の再確認~

CSRに関する各種の既存合意文章やガイドラインのうち、特に留意すべきものとして、ILO他国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言、OECD多国籍企業ガイドライン、国連グローバルコンパクト等を掲げ、これらの重要性を再確認。各企業のCSRへの取組の際、大いに参照されるべきものとされた。

第二部 ~ CSRの規定要因の分析~

各ラウンドテーブルで挙げられたCSRの規定要因を、それぞれ内部促進要因および外部促進要因、障害要因、成功要因に分類し列挙。

内部促進要因 ... 企業内部で CSR への取組を促進する要因。

取組をすることによって得られる直接的または間接的な経営上の

利点等。

外部促進要因 ... 企業外部から CSR への取組を促進する要因。

企業に取組への圧力をかける、投資家、消費者、労働組合等の各

種ステークホルダーの行動。

障害要因 ... 企業の CSR への取組を阻害する要因。

CSR という用語の不明確さや効果の見えにくさ、実行する側の

能力の不足、コスト面の問題等。

成功要因 … 企業の CSR への取組を成功させる要因。

各ラウンドテーブルで確認された実効性のある取組。

・ 経営陣の積極的なコミットメント

· CSR の取組やツールの業務への統合

・ ステークホルダーとの対話による信頼形成

・ 先進的取組事例の共有 ...他

第三部 ~将来のイニシアティヴと勧告~

a) CSR 認知度の向上と知識の増大

- 1.第一部で挙げた関連文書に具現されている基本的価値観や原理の認知度の向上
 - ・公共機関、ステークホルダーによる周知活動等
- 2.CSR に関する情報の収集・交換・普及
 - ・ステークホルダーによるCSRに関する情報の収集・交換・普及活動
 - ・欧州マルチステークホルダー会議ポータルサイト設置等
- 3.CSR に関する研究の促進
 - ・ケーススタディに基づいた学際的でマルチステークホルダー参加の研究活動の促進等

b) CSR を促進するためのキャパシティー・ビルディングと競争力強化

- 4. CSR の理解や業務への統合を促進するための企業の能力向上
 - ・企業間における相互学習や、CSRの実践例に簡単にアクセスできるような環境づくり・持続可能なサプライチェーン・マネジメント構築に向けた情報交換、影響調査等 ...
- 5. "キャパシティ・ビルダー"の能力向上
 - ・CSR能力を向上させるためのキャパシティ・ビルダーの能力向上等
 - ・人材の確保

キャパシティ·ビルダー: CSRの取組の媒介者や援助者の役割を果たし、相乗効果をもたらす組織 例) ビジネスアドバイザー、消費者団体、投資家、労働組合、メディア

- 6. 教育カリキュラムへの CSR の統合
 - ・ビジネススクールや大学その他の教育機関における、経営者・従業員の育成、消費者等の知識増大

…他

c) CSRを促進するための環境整備

- 7. CSR のための適切な条件の整備
 - 1) CSR のための適切な条件の整備
 - ・CSRを推進する企業が市場でメリットを得られるよう、公共機関が法的枠組と経済・社会的条 件を整備すること
 - 2)透明性の確保
 - ・ステークホルダーへの情報提供に際し、適切なコミュニケーションのチャネルを模索すること ・透明性確保に向け、経営幹部が明確なコミットメントと戦略を提示すること …他
 - 3)投資家、とりわけ SRI による、非財務的要素の評価
 - ・SRIファンドの指標や投資基準等に関する情報を集約し、アクセスを容易にする等
- 8.ステークホルダー・ダイアログの促進
 - ・CSR活動の初期の段階からの建設的な対話の推進
 - ・企業の従業員との間で、企業レベルでの個別イシューに関する対話を行うこと
- 9. 公共機関および EU の役割
 - ・特に貿易政策・開発政策及び国際合意を通じ、欧州及び世界の持続可能な発展の達成に向け、分野 横断的な政策の首尾一貫性を確保すること ・市民の人権や社会・環境権の保護のための適切な法的枠組の提供

 - ・環境及び社会面を考慮に入れた公的資金の使用についての検討
 - ・公的機関自身が、雇用者や消費者としてそれぞれの役割を果たすこと

その他

以上の勧告は、相互補完的(mutually reinforcing)であり、全ての主体の貢献を求める。

フォーラムは、欧州委員会に対し、以上の勧告の実施に向けた支援のあり方について検討し、今 後の文書(コミュニケーション)において提示することを求める。

フォーラムは、欧州委員会と全てのステークホルダーに対し、最初のレビュー会合を二年後に開 催するよう求める。

7.欧州マルチステークホルダー・フォーラム最終報告書公表 以後の動向

(1)欧州委員会「成長と雇用のためのパートナーシップ推進:欧州をCSRの 極にするために」(2006年3月)

リスボン戦略の改訂後に公表された欧州委員会の新たなコミュニケーション。 CSRの自発的 側面を強調し、普及啓発活動や調査研究の促進、教育課程へのCSRの組み込み等の取組の必 要性を提唱。

フォーラムについては、普及啓発活動やキャパシティー・ビルディングの必要性についてはコンセンサスを得ることに成功したものの、情報開示の義務付けやヨーロッパレベルでの基準策定については合意が得られないなど、企業とそれ以外のステークホルダー間の対立を鮮明にしたとの限定的評価。

欧州におけるCSRの進展を継続的にレビューするため、フォーラムの定期開催を提唱

(2)「CSRのための欧州同盟(A European Alliance for CSR)」の設立

「成長と雇用のためのパートナーシップ推進:欧州をCSRの極にするために」(2006年3月)における欧州委員会の支持を受け、CSRヨーロッパなど産業界ネットワークが中心となり、CSR促進のための政治的な"傘"として設立された新たな枠組。同盟は自発的なものであり、企業は参加にあたって同盟への支持を表明すればよく、署名の必要はない。

主に、CSRの普及啓発活動、積極的なステークホルダー・エンゲージメントや非財務情報の 開示の奨励等を行っている。

(3)「欧州マルチステークホルダー・フォーラム・レビュー会合」の開催 (2006 年 12 月)

各ステークホルダー、各国政府、欧州委員会の取組のレビューを実施し、報告書の勧告項目に 従い 269 件の取組を紹介。

ただし、労働組合及び市民団体の多くはレビュー会合をボイコット。次回レビュー会合は 2008年に開催予定。

(4)欧州議会決議「企業の社会的責任:新たなパートナーシップ」(2007年3月)

フォーラム最終報告書の尊重、特に、法的枠組の整備の必要性に言及した第7章を尊重することを決議。

安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会

委員名簿

委員長 松本 恒雄 一橋大学大学院法学研究科教授

委員長代理 上妻 義直 上智大学経済学部教授

委員 秋山 をね 株式会社インテグレックス代表取締役社長

阿部 治 立教大学社会学部現代文化学科教授

海野 みづえ 株式会社創コンサルティング代表取締役

小畑 史子 京都大学大学院地球環境学堂准教授

城山 英明 東京大学大学院法学政治学研究科教授

高 巖 麗澤大学大学院国際経済研究科教授

谷本 寛治 一橋大学大学院商学研究科教授

浜辺 陽一郎 早稲田大学大学院法務研究科客員教授・弁護士

藤井 良広 上智大学大学院地球環境学研究科教授

水口 剛 高崎経済大学経済学部教授

山本 降司 東京大学大学院法学政治学研究科教授